

平成 15 年 4 月 1 日
 消消第 1 号消防長
 消防局
 各消防署

条	項	号	適用文等	適用解説等
2	1	1	<p>設備</p> <p>火災予防上安全な距離</p> <p>不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分</p>	<p>本条の設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、こんろ・移動式ストーブ等については、火を使用する器具として取り扱う。</p> <p>火気設備の使用に際して、付近にある可燃物等に対する熱的影響及び飛び火などによる火災を防止するため、周囲にある可燃物等から一定の距離を保つほか、可燃物以外の建築物等からも、火気設備本体の点検、整備のための空間を確保するよう規定したものである。</p> <p>下地を不燃材料以外の材料で造り、不燃材料で仕上げた建築物等の部分のうち、室温 35 度で火気設備器具を使用した場合、火気設備器具に面する不燃材料以外の材料の火気設備器具側の温度が 100 度を超えないものをいう。</p> <p>不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>間柱のある構造の例</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>複数の構成部材を使用した例</p> </div> </div>

※ 点線----- は、下地側の構成部材が不燃材料以外の場合

2	1	1	ア
---	---	---	---

けない位置とすること。

5 不燃材料以外の仕上げ部分に固定する際には、不燃材料以外の仕上げ部分と防熱板との間に 10 ミリメートル 以上の通気空間を設けること。ただし、次の場合については支障ない。

(1) 設備の上方に設置する場合 (サウナ設備を除く)

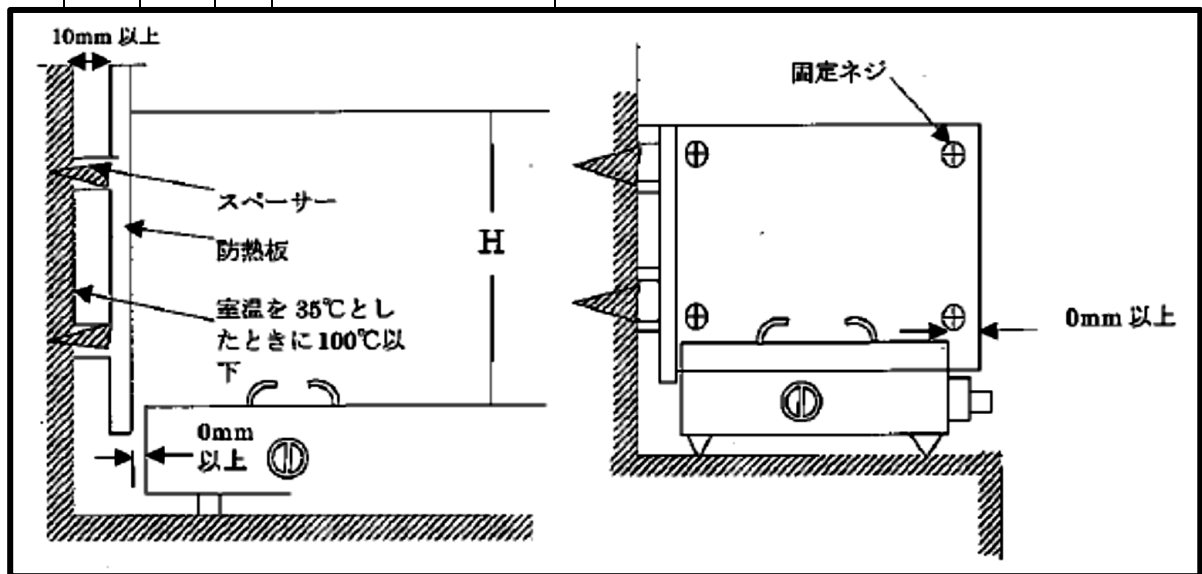
(2) 火源が隠蔽されている設備等の側方に設置する場合

※ この場合防熱板は、金属以外の不燃材料とすること。

6 通気空間を設けるのに必要なスペーサーは熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とし、火気設備器具からの熱影響が少ない部分に設置すること。

防熱板の設置例

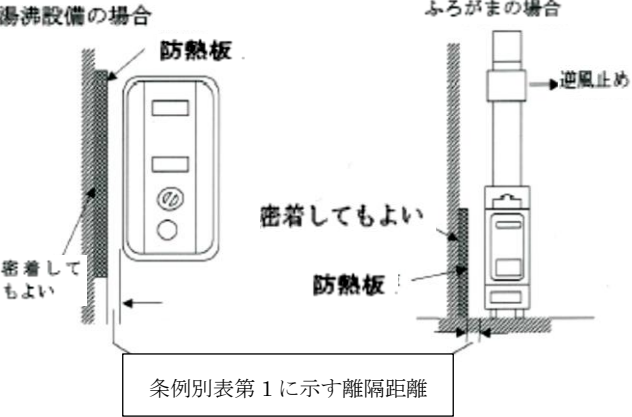
1 こんろの場合 (気体・液体燃料共通) 単位 (mm)



H は、機器に応じ製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする。

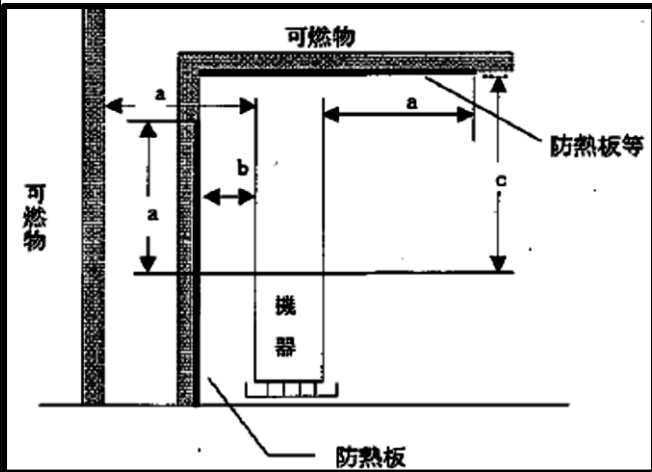
2	1	1	ア
---	---	---	---

2 気体燃料を使用する機器



3 液体燃料を使用する機器

- (1) 防熱板等の範囲は、燃焼機器の投影面積に条例別表第1に示す当該機器の側方離隔距離を加えた大きさ以上とする。ただし、石油こんろの側面上方については機器に応じて製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする。
- (2) 側方又は後方防熱板等への設置方法（上方防熱板等の同時施工を含む。）

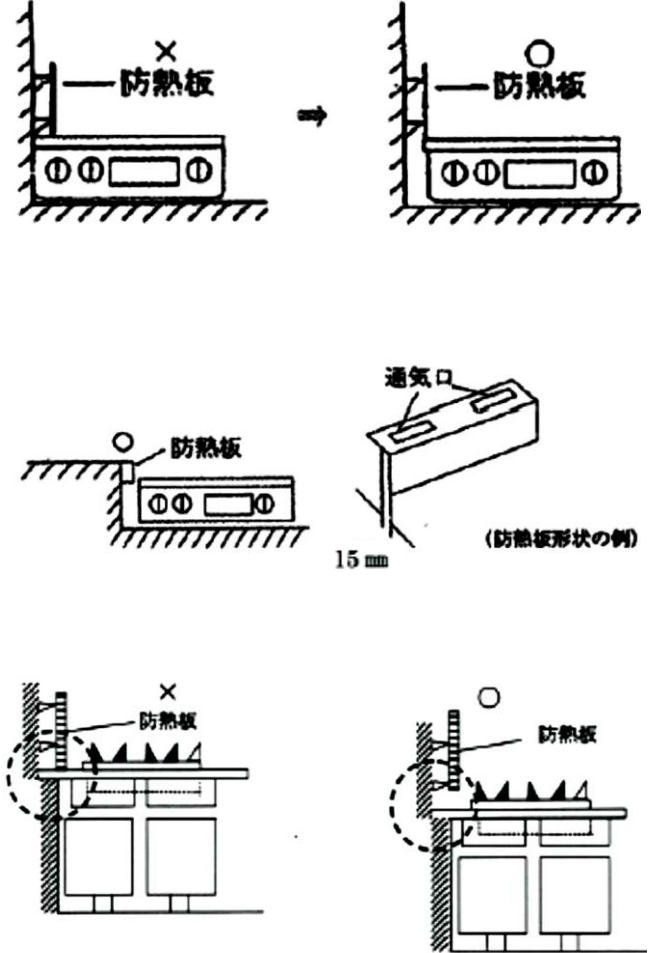


- b 条例別表第1に示す防熱板等との離隔距離（側方又は後方）
- c 条例別表第1に示す防熱板等との離隔距離

2	1	1	ア
---	---	---	---

(上方)

4 設置上の注意



対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準

〔平成 14 年 3 月 6 日消防庁告示第 1 号〕

〔改正 令和 5 年 5 月 31 日消防庁告示第 8 号〕

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）第 5 条及び第 20 条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準を次のとおり定める。

第 1 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第 5 条及び第 20 条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等（以下「対象火気設備、器具等」という。）の隔離距離に関する基準を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 隔離距離 対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。
- 2 安全装置 対象火気設備、器具等に設けられるその安全を確保する装置であって、対象火気設備、器具等が故障等により異常となった際に、自動的に燃焼部への燃料又は発熱部への電力の供給を遮断し、かつ、当該供給を自動的に再開しない装置又はシステムをいう。
- 3 定常状態 測定する位置における温度上昇が 30 分間につき 0.5 度以下になった状態をいう。
- 4 通常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の発熱となる運転をいう。
- 5 異常燃焼 気体燃焼、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の燃焼となる状態を、電気熱源とする対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の発熱となる運転をいう。
- 6 試験周囲温度 対象火気設備、器具等の試験を行う場合の当該対象火気設備、器具等の周囲の温度のことをいう。
- 7 許容最高温度 通常燃焼の場合又は異常燃焼で安全装置を有しない場合にあつては、100 度を、異常燃焼で安全装置を有する場合にあつては次の表の上覧に掲げる対象火気

設備、器具等の種別に応じそれぞれ同表の下欄に定める温度をいう。

対象火気設備、器具等の種別	温度
気体燃料を使用するもの	135 度
液体燃料を使用するもの	135 度
電気を熱源とするもの	150 度

第3 離隔距離の決定

対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号の定める距離のうち、いずれか長い距離とする。

- 1 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。
- 2 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。

第4 運用上の注意

- 1 基準周囲温度は、35 度とする。
- 2 試験周囲温度が基準周囲温度未満の場合においては、許容最高温度と基準周囲温度の差を試験周囲温度に加えた温度により、試験を行うものとする。
- 3 異常燃焼時において、複数の温度制御装置等を有する対象火気設備、器具等については、そのうちの温度制御装置等のみを無効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより隔離距離を判定する。
- 4 異常燃焼時において、複数の安全装置を有する対象火気設備、器具等については、そのうちの安全装置を有効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより隔離距離を判定する。ただし、対象火気設備、器具等が確実に作動する安全装置を有する場合にあつては、当該安全装置を有効とした状態で試験を行う場合に判定される距離により隔離距離を判定することができる。

第5 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例

固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第3に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に2分の1を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを1サイクルとして5回繰り返す試験を行い、当該試験において、4以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない

距離のうちいずれか長い距離とすることができる。

この場合において、当該試験の運用上の注意は、第4第1号及び第2号によるほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該試験の実施前に、3時間を限度として対象火気設備、器具等を予熱することができること。
- (2) 一のサイクルの終了後、次のサイクルを開始するまでの間、燃焼状態を維持すること。
- (3) 最後に実施するサイクルにおいて、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していないこと。

第6 火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備、器具等の離隔距離の特例

通常燃焼時において、対象火気設備、器具等の表面の温度上昇が定常状態に達したとき又は対象火気設備、器具等が連続して運転可能な最大の時間まで運転したときに、当該対象火気設備、器具等の表面の温度が許容最高温度を超えないものの離隔距離にあつては、第3に定める距離にかかわらず、0とすることができる。この場合における運用上の注意は、第4第1号及び第2号によるものとする。

附 則

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の施行に関する基準を定める省令の施行日（平成15年1月1日）から施行する。

附 則（令和5年5月31日消防庁告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。

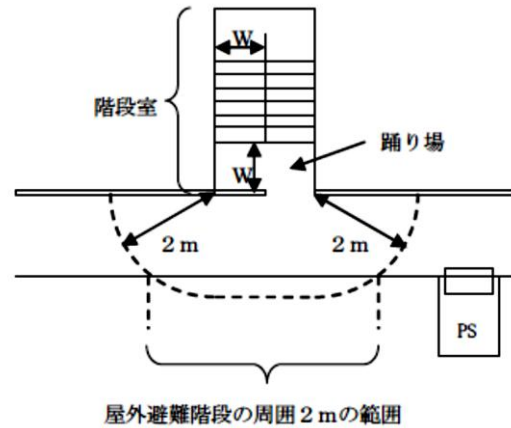
2	1	1	イ	<p>1 固体燃料を使用する火気設備等の設置の届出の際、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第8号）による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準に定める試験により離隔距離を定めた機器の届出がなされる可能性があることに留意すること。</p> <p>2 平成14年3月6日消防庁告示第1号第6に定める試験方法は、機器内部の熱源は高温になるものの、表面の温度は100度に達しない対象火気設備、器具等を対象としたものであり、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の運用について」（令和5年3月10日付け消防予第144号）を規定化したものであること。これに伴い、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の運用について」（令和5年3月10日付け消防予第144号）は廃止すること。</p>
2	1	3	可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置	<p>都市ガス、プロパンガス、水素ガス、ガソリン蒸気などの引火性、爆発性の高いガス又は蒸気をいい、その濃度は燃焼範囲の下限以上であるガス又は蒸気を意味する。</p> <p>ガソリン、シンナーその他の引火性の大きな危険物の蒸発、噴霧、塗布等により可燃性のガス、蒸気が発生する場所や、これらのガス、蒸気又は都市ガス、プロパンガス、水素ガスその他の可燃性ガスが漏れたりした場合に滞留するおそれのある場所以外の位置をいう。従って、室内に設ける場合にあつては、有効な強制換気装置が設置されていても、ガスまたは蒸気が発生する場所には炉等の設置は避ける必要がある。</p>

2	1	4	<p>避難の支障となる位置</p>	<p>階段、避難口等から水平距離5メートル以内（防火的な区画をした室に設置されている場合を除く。）の部分</p> <p>しかし、共同住宅等では、設計上避難施設の近傍だけプランを変更することが難しい面もあり、現実を踏まえて、下記の条件を満足する場合は、実質的に危険性が少ないものとして、5メートルを短縮しても差し支えない。</p> <p>PS 設置式又は壁組込設置式のガス機器は、以下の1、2の条件を共に満足する場合は、屋外避難階段等の避難口の周囲2メートルの範囲を避けた位置に設置することができる。</p> <p>1 設置するガス機器の条件</p> <p>ガス用品、液化石油ガス器具等の基準により、安全性が確認されたものであること。なお、壁組込設置式ガス機器は、ガス機器防火性能評定品に限る。</p> <p>2 設置場所に対する条件</p> <p>(1) 設置場所の周囲に、延焼のおそれのある「不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分」がないこと。ただし、壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスは防火性能評定の試験により確認された距離で設置すること。</p> <p>(2) 避難通路としての有効幅員が確保されていること。</p> <p>(3) 壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。</p> <p>3 前記1、2の条件に加えて、さらにガス機器の前面（給排気口の部分を除く。）を鋼製（メートル、検針窓の部分は網入りガラス）の扉で覆ったものは、屋外避難階段等の避難口の周囲2メートル以内にも設置することができる。ただし、壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、耐火構造、準耐火構造または防火構造でなければならない。</p>
---	---	---	-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

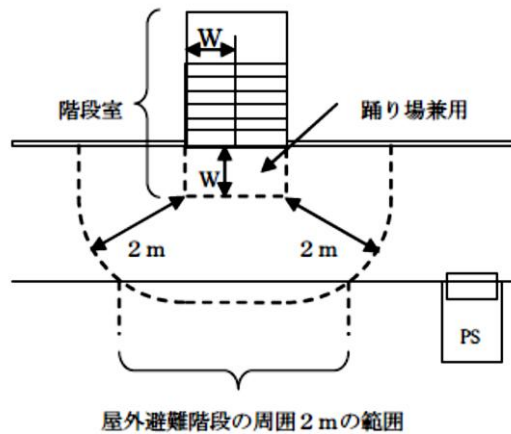
2	1	4	
2	1	5	<p>燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置</p>

屋外避難階段の例

踊り場のある場合



踊り場のない場合



燃焼には空気（酸素）の供給が必要であり、必要な空気の供給がないと異常燃焼をおこし、また火が消えたまま、気体、液体燃料が放出され、中毒、爆発、火災などの災害を発生させるおそれがある。

燃焼に必要な空気（以下「燃焼空気」という。）の量は、炉の型式、燃料によって異なるが、燃焼空気の流通しやすい場所に、炉を設置するとともに、特に室内に設ける場合は、燃焼空気を取り入れることができる通気口、ガラリ、給気ダクトを設けるなどの措置が必要である。これらの規制については、

2

1

5

建基政令第 20 条の 3 及び「換気設備の構造方法を定める件（昭和 45 年建設省告示第 1826 号）」等に定められており、これらの規定を満足しておれば、この号の規定は満足するものとして取り扱って支障ないものであり、建築関係法令の適用のない既存建築物に火気設備が設置される場合は本号の規定を満足する必要がある。

燃焼空気を取り入れる開口部の面積等は、その取入方法及び燃料種別等に応じ、次の式により求めた数値以上とすること。

1 開口部により燃焼空気を取り入れる場合の開口部（以下「燃焼空気取入口」という。）の必要面積。

ただし、求めた数値が 200 平方センチメートル未満となる場合は、200 平方センチメートル以上とする。

$$A = V \times a \times 1 / \alpha$$

A：燃焼空気取入口の必要面積（単位：cm²）

V：炉の入力（単位：kW）

a：1 kW 当りの必要面積（単位：cm²）

燃料種別に応じた表に示す数値

燃料種別	a
気 体	8. 6
液 体	9. 4 6
固 体	1 1. 1 8

α：ガラリ等の開口率で、種別に応じた数値。

ただし、ガラリ等を使用しない場合は 1.0 とする。

ガラリ等の種別	d
スチールガラリ	0. 5
木 製 ガ ラ リ	0. 4
パンチングパネル	0. 3

2 給気ファンにより燃焼空気を取り入れる場合の必要空気量

$$Q = V \times q$$

Q：必要空気量（単位：m³/h）

V：炉の入力（単位：kW）

2	1	5		<p>q : 1kW当たりの必要空気量 (単位 : m³/h)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃 料 種 別</th> <th>q</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 体</td> <td>1. 2 0 4</td> </tr> <tr> <td>液 体</td> <td>1. 2 0 4</td> </tr> <tr> <td>固 体</td> <td>1. 8 9 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>燃料空気取入口は、直接屋外に通じていること。 ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設ける場合にあってはこの限りでない。</p> <p>燃焼空気取入口は、床面近くに設けるとともに、流れ込んだ空気が直接炉の燃焼室に吹き込まない位置に設けること。</p> <p>有効な換気を行うための排気口は、天井近くに設け、かつ屋外に通じているとともに、その大きさは、燃焼空気取入口と同等以上の大きさとするを原則とし、200 平方センチメートル以上のものを設ける必要がある。また、排気を換気扇等による強制排気とした場合、容量や静圧が大きすぎると室内が負圧となり、不完全燃焼や吹き返し等の原因となるので、原則として自然排気口とする必要がある。</p>	燃 料 種 別	q	気 体	1. 2 0 4	液 体	1. 2 0 4	固 体	1. 8 9 2
燃 料 種 別	q											
気 体	1. 2 0 4											
液 体	1. 2 0 4											
固 体	1. 8 9 2											
		6	直接熱が伝わらない措置	<p>金属で造った床又は台の間に適当な遮熱材をいれる等の措置。床又は台の表面温度が摂氏 80 度を超えないこと。</p>								
		7	火災の発生のおそれのある部分	<p>火気設備の本体部分（取付枠、支持台及び本体と一体となっている附属設備を含む。）の構造すべてを指すものである。ただし、炉の扉の把手等の小部分、絶縁材料等で、炭化、着火等のおそれのない部分については、必ずしも不燃材料でなくてもよいこととしている。</p>								
		8	地震その他の振動又は衝撃	<p>火気設備が一定規模以上の地震による振動又はこれに相当する地震以外の原因による振動、衝撃（落下物による衝撃など。）により、容易に転倒、破損しないよう火気設備自体の安定性、強度及び固定について規定したもので固定方法は、アンカーボ</p>								

2	1	8		ルト等による方法がある。なお、「一定規模以上の地震」とは、おおむね 300 ガル程度の水平振動の加速度を有するものをいう。
		9	過度に上昇しない構造	<p>通常の使用状態で表面温度が可燃物が接触しても発火しない温度を保つ構造をいい、温度が上昇するおそれがある場合は、過熱防止等の安全装置の設置が義務付けるものである。</p> <p>しかし、特に工業用炉においては、炉の性格上このような温度に保つことが困難な場合において、通例可能な限度の温度以上にならないように、炉の表面又は内面をけいそう土、煉瓦等で被覆する等の措置を講じれば、本号の違反とはならないものと解する。</p>
		10	口火及びバーナーの火が消えないような措置	風雨よけの屋根、ついたて、囲い、はかまのようなものを、たき口に設けること。
		11	開放炉	鋳物工場、焼入工場等に見られる工事用炉で燃焼廃ガス、火の粉等が煙突又は排気筒等を介さずに直接放出する構造のもの。
			<p>常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する</p> <p>防火上有効な遮蔽</p>	<p>動植物油、鉱物油その他これに類する危険物又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類をいうものであり、沸点以下で加熱することも含まれる。</p> <p>火の粉の飛散、接炎及び放熱を防止するための遮蔽板等のついたて類を設けること。</p>
		12	安全に誘導する装置	<p>1 容量は、炉外に流出するおそれのある溶融物の全量を収容できること。</p> <p>したがって、予想される流出状況に応じて適当な数のためますを設けること。</p> <p>2 ためますの形式は、工場の地盤の状態、炉の配置状況がそれぞれ異なるので形式を統一することができないが、一般的な例は次のとおりである。</p>

2

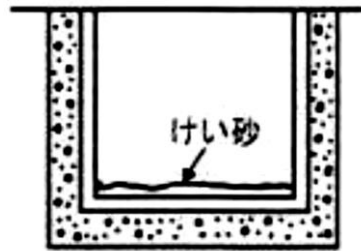
1

12

る。

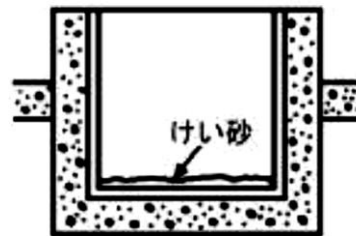
(1) ピット型

地下に丸坑又は角坑を掘り下げ、この中に形成したためますを設置するか、坑そのものを補強したためますとする。一般にコンクリート製とし、溶融物の種類の応じた耐火物の内張りを施すことを原則とし、場合によっては底部に乾燥したけい砂を敷く。



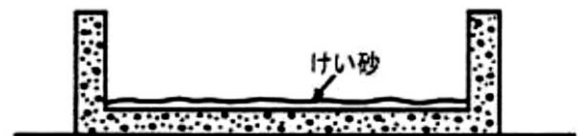
(2) 槽型

坑の深さに制限のある場合においては、縁を高くして溶融物があふれ出さないようにして、半地下式の槽をピット型に準じて設ける。



(3) 砂床型

炉の周辺にコンクリート床、土間等の広い平面が利用できる場合は、溶融物の量を考慮して、十分な広さをもつ外周にコンクリートその他の耐火材料で堤を設け、その内部に乾燥したけい砂を敷きつめ、いわゆる砂床とする。



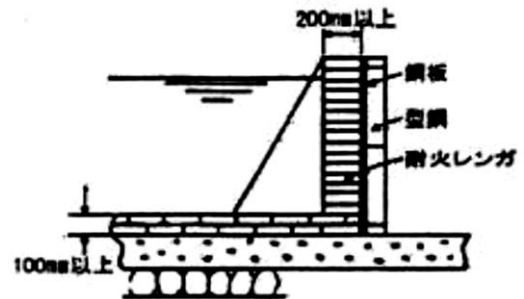
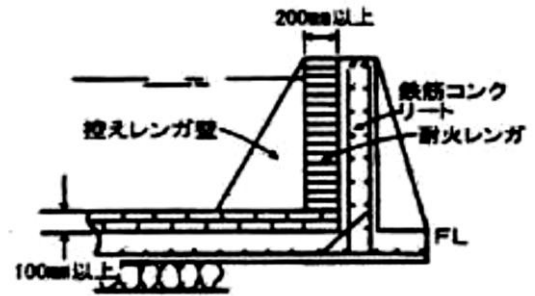
2

1

12

(4) 堰堤型

炉の周辺にコンクリート又は耐火レンガその他の耐火材料で堰を設けるものとする。



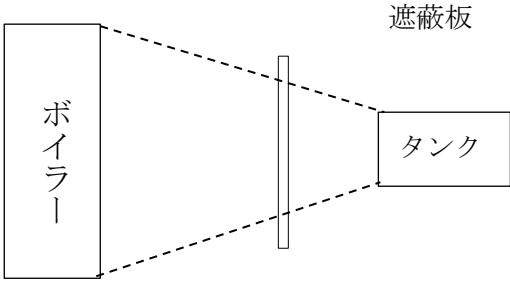
3 樋又は溝の形式は、ピット型、槽型、砂床型及び堰堤型のいずれの場合も、炉周からためますへ溶融物を完全に誘導するため、樋又は溝を設ける。炉の形状、配置状況に応じて溶融物が凝固して、樋又は溝の流出を阻害することのないよう適切な位置、勾配、大きさを定めるものとする。


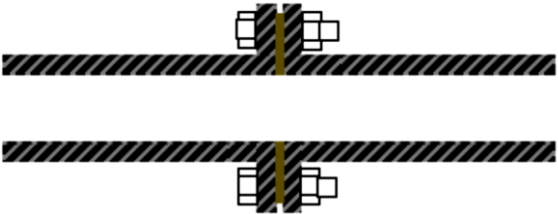
4 ふく射熱に対する対策は、ためます上部には、收容した溶融物のふく射熱があることから、可燃物を置いてはならない。また、必要に応じ、適当な遮熱装置を設けることが望ましい。

5 水蒸気爆発の防止

ためます等は常に乾燥した状態でなければならない。もし、水分が存在すると溶融物が流出したときに水蒸気爆発を起こして大きな被害を出す危険がある。











2	1	13	ア	風道の炉に近接する部分	炉体の接続部分から2メートル以内の部分で、炉に近い部分をいう。
				防火ダンパー	通常延焼を防止するために、熱風又は火粉を遮断する金属製の閉鎖装置をいう。
		14	イ	金属以外の不燃材料	<ul style="list-style-type: none"> 1 人造鉱物繊維保温材 (JIS A9504) 2 無機多孔質保温材 (JIS A9510) 3 1、2と同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材
				防火上有効な底面通気	取灰入れの底面から床等への熱の伝わりを、空間を設けることにより小さくするとともに、空気の流通により取灰入れの底面及び床等の冷却を促進することをいう。この底面通気を図るための床との間隔は、取灰入れの材質、大きさ、取灰の種類等により一律に決めにくい、金属製の取灰入れの場合は、少なくとも約5センチメートルは必要である。
		15	ア	燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造	<p>地震動等によって燃料液面が振動した場合に、通気孔や通気管から燃料が飛散、流出したりすることのない構造をいう。</p> <p>したがって、開放式の燃料槽は地震等により燃料が飛散又は流出するおそれがあるため、「燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造」とはいえない。</p>
			イ	地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設ける	燃料タンクを床、壁等に堅固に固定することをいう。

2	1	15	ウ	防火上有効な遮蔽	<p>燃料タンクの燃料が、輻射熱等及び異常燃焼等を考慮して設けるもので次のように設けられていること。</p> 
			ウ	油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク	燃料消費量が最大の状態で、運転開始後、各部の温度が定常状態になったときの燃料タンクの油温が引火点未満の燃料タンクをいう。
			エ	鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板	金属に対する引張り強さ及び伸びの強度が同等以上のもの
			セ	直火で予熱しない構造	裸火（炎又は赤熱体など）で直接燃料を加熱する方法ではなく、シーズ線方式の電熱、蒸気管等により加熱する構造をいう。
			セ	過度の予熱を防止する措置を講ずること	温度調節装置及び過熱防止装置を設けたもの。 ただし、温度調節装置の機能が停止した場合、予熱する燃料の温度が過度に上昇しない場合は、過熱防止装置を設けないことができる。
		16		配管	<p>金属管の材質については、燃料配管材料及び継手類又はそれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有すること。</p> <p>ただし、JIS S3022 石油燃焼機器用ゴム製送油管に適合する送油管を使用し、屋内に施設する場合に限り、その長さは必要最小限とし、かつ、分岐及び送油管相互の接続をしないものは、この限りでない。</p>

2	1	16			規格名称
				燃料配管	JIS G3452 配管用炭素鋼鋼管 JIS H3300 銅及び銅合金継目無管
				継手類	燃料配管材料及び用途に適したもの
		16	イ	ねじ接続	<p>ねじによって配管を接続する方法</p> 
			イ	フランジ接続	<p>フランジ管継手によって配管を接続する方法</p> 
		17		必要に応じ次の安全装置	<p>炉の形態や燃焼方式等によっては必ずしもアからエの安全装置を設ける必要がないものもあるため、個々の設備に応じた安全装置を講じなければならない。</p>

規格や基準への適合表示の例

(日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合した設備及び電気用品安全法に適合したもの)

		JIS表示(旧)	JIS表示(新)
日本産業規格に適合したもの		 経過措置により平成20年9月30日まで表示可	 平成17年10月1日から
気体燃料を使用する火気使用設備	火災予防上日本産業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの	特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの	特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの
			
		特定液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの	特定以外の液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの
			
		第三者機関※1の検査基準に適合したもの(例)	
液体燃料を使用する火気使用設備	に適合したもの	第三者機関※1の検査基準に適合したもの(例)	
		  S-0000 (JIS商標) N-0000 (JIS商標以外)	
電気を熱源とする火気使用設備	電気用品安全法に適合したもの	特定電気用品※2(例)	特定電気用品以外※3(例)
			

備考 ※1 特定ガス用品、特定液化石油ガス器具、石油燃焼機器等の適合性検査を実施することができる経済産業大臣が認定・承認する認定・承認検査機関である第三者機関が行う検査をいう。

※2 特定電気用品には、電熱器具として、電気便座・水道凍結防止器・電気温水器・家庭用電熱治

気体燃料を使用する
もの



ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
一般財団法人 日本ガス機器検査協会			

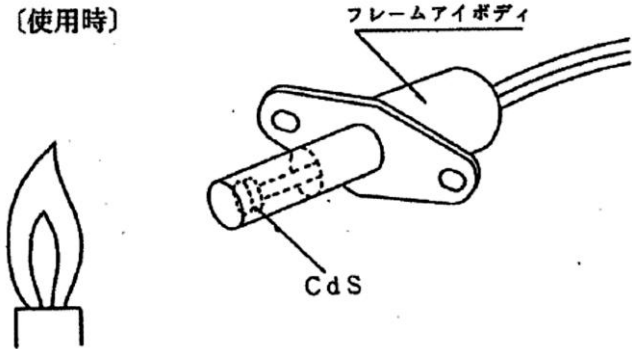
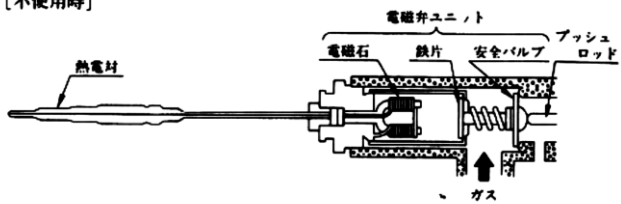
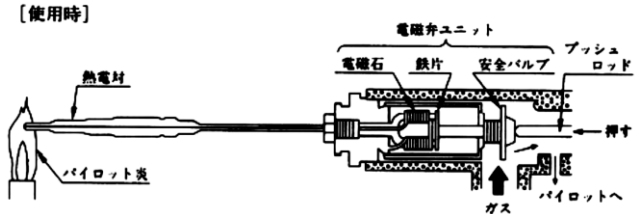
ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
本体 上方 周囲				
一般財団法人 日本ガス機器検査協会				

液体燃料を使用する
もの



石油燃焼機器防火性能認証			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
一般財団法人 日本燃焼機器検査協会			

石油燃焼機器防火性能認証				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
本体 上方 周囲				
一般財団法人 日本燃焼機器検査協会				

2	1	17	<p>ア 炎が立ち消えた場合等において安全が確保できる装置</p> <p>イ 点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置</p>	<p>一般的に日本産業規格の用語でいう点火安全装置、立消え安全装置等をいう。</p> <p>1 「点火安全装置」とは、液体燃料を使用する火気設備等において点火時、再点火時等の不点火、空消し等によるトラブルを未然に防止する安全装置である。</p> <p>〔使用時〕</p>  <p>2 「立消え安全装置」とは、気体燃料を使用する火気使用において点火時、再点火時等の不点火、空消し等によるトラブルを未然に防止する安全装置である。</p> <p>〔不使用時〕</p>  <p>〔使用時〕</p>  <p>未着火又は断火等の場合、燃料の供給を自動的に遮断しても未燃ガスが炉内に滞留した場合、再点火の際に大爆燃等の事故を起こすおそれがあるため、</p>
---	---	----	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2	1	17	イ
			ウ

温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

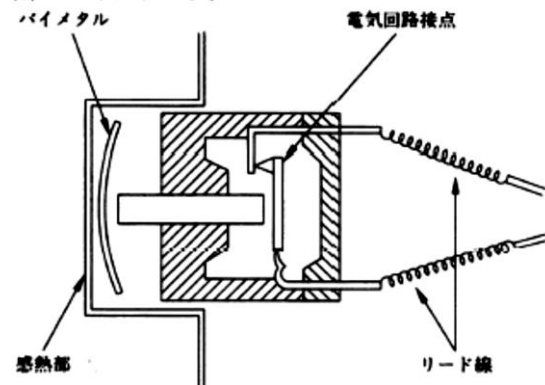
点火前及び消火後に炉内に滞留している未燃ガスを炉外に排出させ、事故防止するためのものである。なお、点火前に未燃ガスを排出することを「プレパージ」、点火後に未燃ガスを排出することを「ポストパージ」という。

温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合、燃焼を停止する装置を「過熱防止装置」といい復帰については、手動のみとすること。

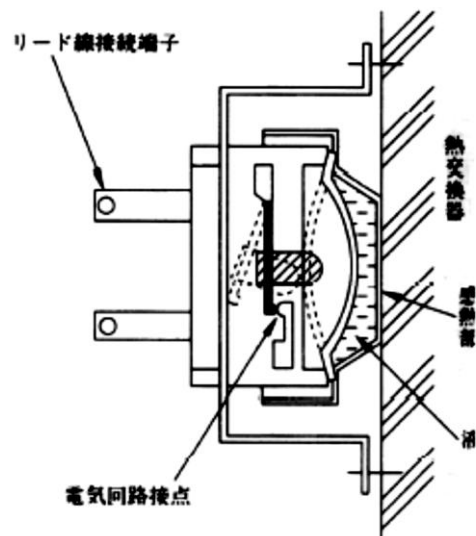
なお、空だき防止装置のなかには、過熱防止装置の機能を有するものもある。

加熱防止装置の例

(1) バイメタル式



(2) 液体膨脹式

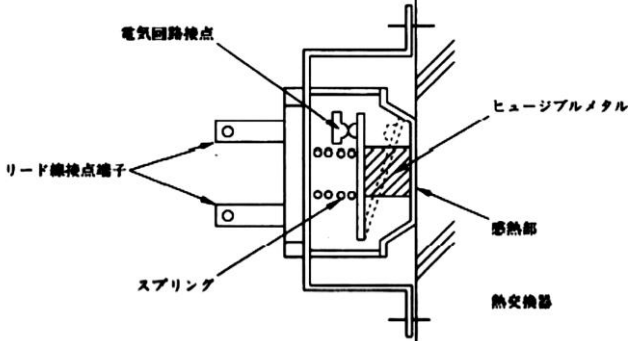


2	1	17	ウ
			エ
		18	

停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所

(3) ヒュージブルメタル式



電気を使用して燃焼制御又は燃料予熱等を行う構造の火気設備が運転中に停電した場合、送風機や制御装置等の停止により事故を誘発するおそれがあるため、原則として燃焼を停止し、かつ、再通電した場合でも危険がない構造としなければならない。なお、一般的に停電安全装置と呼ばれ、燃料供給を停止したり、燃料供給量を制限したりするものである。

パイプシャフト、パイプスペース、ピット、洞道等隠蔽された筒状の形態を有した部分で、配管が敷設される場所をいう。

なお、天井裏、床下等で前記形態を有していないものは、当該場所に該当しない。

また、次の1及び2の条件を満足した場合、「パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」に該当しない場所として取り扱うことができる。

- 1 パイプシャフト等が直接外気(開放廊下等を含む。)に面しており、外気が流通すること。
- 2 パイプシャフト等の前面に設けられた扉等の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。なお、有効な換気口とは、パイプシャフト等の見付面積の5パーセント以上で、かつ、500平方センチメートル以上の開口面積を確保するものとする。

2	1	18	防爆工事等の安全措置を講じた場合	<p>金属管工事又はケーブル工事とし、次に掲げる安全措置をいう。</p> <p>1 金属管工事の場合</p> <p>(1) 金属管相互、金属管とボックス等との接続は、5山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方法により堅ろうに接続すること。</p> <p>(2) 隠蔽場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合は、これによらないことができる。</p> <p>2 ケーブル工事の場合</p> <p>隠蔽場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン式又は防じん固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。</p> <p>(1) 金属製接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合</p> <p>(2) ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合</p>
		19	ア 耐熱性を有するもの	<p>不燃材料で被覆したものに限らず、一般に用いられている裸電線であっても炉から受ける熱に耐える場合は差し支えない。また、接続器具の「耐熱性を有するもの」とは、陶磁器製のものが一般的である。</p>
		ア 短絡が生じない措置	<p>電線を碍管に納めること、電線間の距離を取るとともに電線の支持点の間隔を狭くして、たるみのないようにすること等がある。</p>	
	2	3	必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの	<p>平成24年11月26日付け静岡市消防本部告示第3号による。</p>

2	2	4	本来の使用燃料以外の燃料	<p>炉等の設備に使用する燃料は重油、灯油、都市ガス、プロパンガス、石炭等、設備によって定められているが、定められている燃料以外の燃料（例えばプロパンガス用の設備で都市ガスを使用するなど）を使用すると異常燃焼をおこすおそれもあり、また、ゴムホース等が燃料により溶解する場合もあるので、それぞれの設備によって使用することとされている燃料を用いなければならない。</p>
		5	異常燃焼を防止するために必要な措置	<p>温度が異常に上昇したときに警報を発する装置、自動的に燃料の供給を断つ装置等を設けること。</p>
	3	炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置	<p>本項は、多量の火気を使用する炉等から出火した場合の延焼拡大を防ぐ対策として、不燃材料で造った壁、柱、天井で区画され、かつ、開口部は原則として建基政令第112条第14項第1号に規定する防火戸のうち常時閉鎖式防火戸とした専用の室に設置するように規定されたものである。</p> <p>なお、同様の構造で不燃区画された機械室等は、専用の不燃区画室として扱うことができる。</p> <p>次に掲げる各号のいずれかを満たす場合をいう。</p> <p>1 屋内に設置する場合</p> <p>炉の周囲に5メートル以上、上方に10メートル以上の空間を有する場合</p> <p>2 屋外に設置しても支障がないと認められる場合</p> <p>(1) 当該炉の周囲に3メートル以上、上方にあつては5メートル以上の空間を有する場合</p> <p>(2) 不燃材料の外壁（窓及び出入口等の開口部には防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けたもの）等に面する場合</p>	
3	入力350キロワット	<p>炉単体の入力によるものであるが、同一の場所に2以上の炉を相互の距離5メートル以内（屋外においては3メートル以内）に近接して設置する場合に</p>		

2	3			<p>あつては、各炉の入力の合計によるものとし、電気を熱源とする設備にあつては1キロワットを 860 キロカロリー毎時に換算するものである。</p>
3			風呂釜	<p>主として家庭で使用する小型の風呂釜を対とし、公衆浴場等の営業用風呂釜は、条例2条の炉の規制を受ける。</p>
	1	2	空だきをした場合に自動的に燃料を停止する装置	<p>空だき防止装置には大きく区分して、熱を感知する方法（過熱防止装置に準じたもの）及び水位を感知する方法（水位又は水圧でとらえるもの）があり、いずれも浴槽の水位が一定の値以下になると作動するもので風呂釜や循環パイプの過熱により出火する火災を防止する目的のものである。</p> <p>なお、JIS S2091 で規定する「空だき安全装置」は、空だき防止装置として取扱う。</p>
			内釜	<p>熱交換方式のもの釜本体が浴槽内にあるものをいう。</p>
			外釜	<p>循環パイプにより風呂釜本体と浴槽とを接続し、自然循環又は強制循環によって浴槽の水を加熱するような構造となっているものをいい、半密閉式、密閉式及び屋外用がある。</p> <p>※ 液体燃料を使用する風呂釜の入力値の計算方法</p> $\text{入力 (kW)} = \text{燃料の高発熱量 (kJ/L)} \times \text{燃料消費量 (1/h)} \div 3,600$ <p>例えば、燃料消費量が 1.50 /h と表示されていれば、灯油の場合の1リットル当たりの高発熱量は、37,050 キロジュールであるので $37,050 \times 1.5 \div 3,600 \doteq 15.438$ キロワットが入力となる。</p>

3

高発熱量について、参考として次表に示す。

燃料名		高発熱量 (kJ/L)
灯	油	37,050
軽	油	38,510
重 油	A重油	38,930
	B重油	40,185
	C重油	41,020

1 kW = 3,600 kJ とする。

4

温風暖房機

暖房を目的として、気体又は液体燃料等の燃焼エネルギーを熱源とする燃焼室又は発熱体を有し、温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造のものをいう。

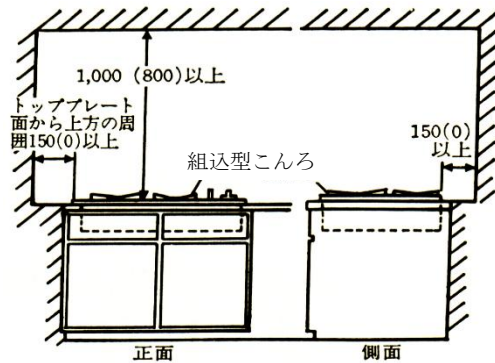
なお、浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用機器（以下「浴室乾燥機」という。）のうち電気を熱源とするもの、温水を利用する浴室乾燥機のうち温風吹出し口に補助ヒーターを設けているものについては、本条で規制される。

温風暖房器の送風方式については、風道を通じて送風する方式と、直に設備本体の吹出口から送風する方式の二種類に分けることができる。

5

厨房設備

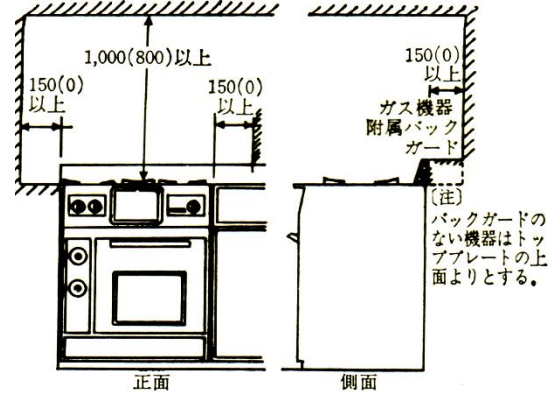
1 組込型こんと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) の例



(注) () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

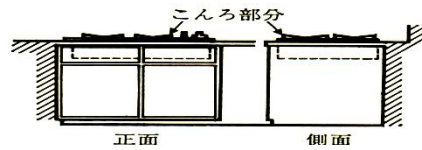
5

2 据置型レンジと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) の例

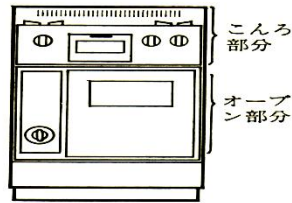


(注) () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

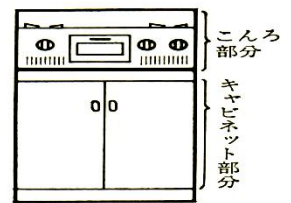
別表 1 に掲げる厨房設備は、次のとおりである。



① 組込型こんろ



② 据置型レンジ



③キャビネット型グリル付二口こんろ

(オープンとこんろを組み合わせて台又は床面に据置いたもの)

グリドル付二口こんろ

グリドル付こんろ・グリドル付こんろを専用キャビネット (台) の上に取り付

5

1

1

ア

耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料

排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうもので、板厚については厨房設備の入力容量により次の表に示すとおりとする。

5	1	1	ア
---	---	---	---

表 1 天蓋の板厚
(入力が 21 キロワットを超える)

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

表 2 排気ダクトの板厚
(入力が 21 キロワットを超える)

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

5	1	1	ア
---	---	---	---

表 3 天蓋の板厚
(入力が 21 キロワット以下)

天 蓋 の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

表 4 排気ダクトの板厚
(入力が 21 キロワット以下)

ダ ク ト の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

5	1	1	ア
			ア

表5円形ダクトの板厚
(入力が21キロワットを超える場合)

ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.6以上
300を超え750以下		0.6以上
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,250を超えるもの		1.2以上

表5円形ダクトの板厚
(入力が21キロワットを以下)

ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え750以下		0.6以上
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,250を超えるもの		1.2以上

ア ただし、当該厨房設備の入力から判断して火災予防上支障がないと認められるもの

厨房設備の入力が21キロワット以下であって、かつ、厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天蓋として前記基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができる。一般家庭において通常行わ

5	1	1	<p>ア</p> <p>イ フランジ接続、溶接等とし</p> <p>ウ 金属以外の不燃材料で有効に被覆する</p>	<p>れている程度の使用については、これに該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>排気ダクトの差し込み、リベット止めで、さらに耐熱テープでまいたものも含まれる。</p> <p>排気ダクト等にロックウール保温材 (JIS A9504 に示すもの)、けい酸カルシウム保温材 (JIS A9510 に示すもの) 若しくはこれらと同等以上の不燃材料で、厚さ 50 ミリメートル以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には、当該部分と建築物等の可燃性の部分又は可燃性の物品との間の距離を 10 センチメートル未満とすることができる。</p> <p>レンジフードファンの設置例</p>
---	---	---	-----------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

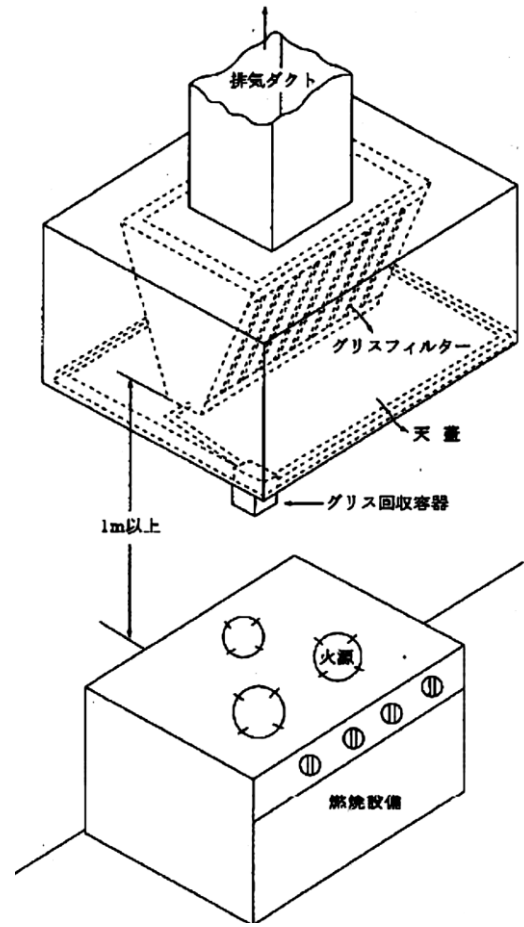
5	1	1	エ	十分に排気が行うことのできるもの	換気設備の構造方法を定める件（昭和 45 年建設省告示 1826 号）に適合する排気能力を有するものをいうものである。
			オ	他の用途のダクト等と接続しないこと	一般空調用ダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指すものである。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち、建築基準法施行令第 20 条の 3 第 2 項第 1 号イ（5）ただし書に該当するものにあつては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房設備に付属する排気ダクトとの接続を認めて差し支えない。
		2		油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備	天ぷら、炒めもの、その他油脂を含む蒸気を発生する調理に使用する厨房設備をいう。
				天蓋の構造	1

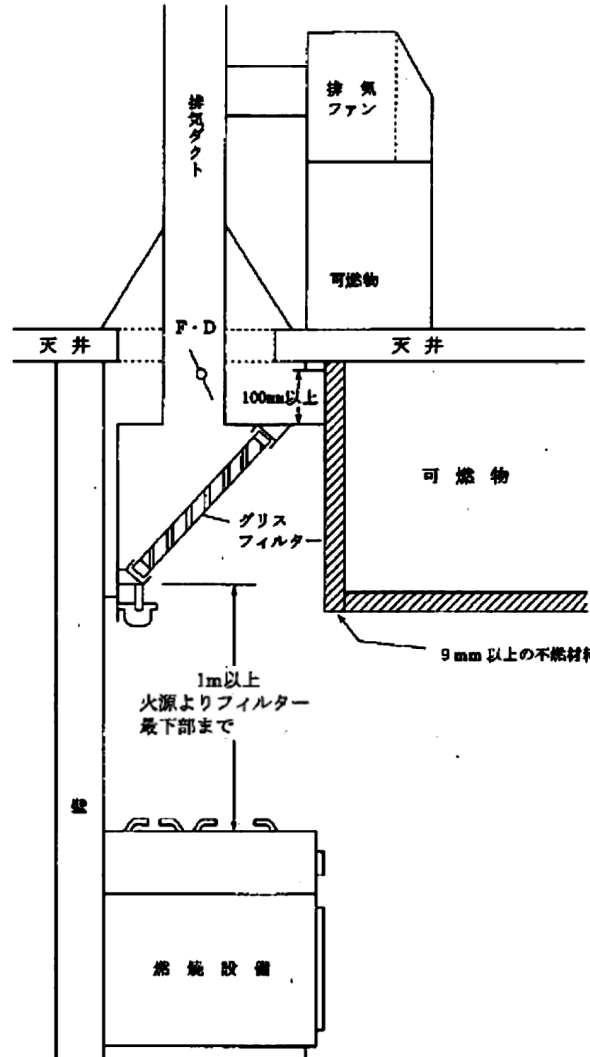
5

1

2

2



5	1	2		3
			<p>ア 油脂等の付着成分を有効に除去することができる装置</p>	 <p>排気中に含まれる油脂類をできる限りダクト内に浸入させないよう、入口で除去することを目的とする規定であり、装置としては、グリッスフィルターやグリッスエクストラクター等があり、これらをグリッス除去装置という。</p>
			<p>ア グリッスフィルター</p>	<p>排気中に含まれる油脂及びじんあい等を排気ダクトに入る前に除去又は分離するもので排気フード内部に設けられる媒介物をいう。</p>

5	1	2	ア	グリスエクストラクター	排気フード内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し、除去するもので、自動洗浄装置を有する装置をいう。
			ア	グリス除去装置	グリス除去装置の技術上の基準は、「火災予防条例準則の運用について（平成5年2月10日消防予第60号消防庁予防課長通知）」及び「グリス除去装置の構造等の基準について（平成8年8月15日消防予第162号消防庁予防課長通知）」に適合するものをいう。
			イ	耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上	ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいうものである。
			イ	当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上障がないと認められるもの	前記の構造によらない金属製のグリスフィルターとすることができるものである。 グリス除去装置について、（一社）日本厨房工業会（検査保安委員会）で性能テストを実施し、適合品には「工業会認定品」を示すラベルを貼付しており、これらの製品については使用を認めて支障ないものとする。
			ウ	排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの	天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
			ウ	火炎伝送防止装置	仮に排気フードに火が燃え上がっても、排気ダクトへの延焼を防止するための装置で、次に掲げるものがある。



5

1

2

1 防火ダンパー

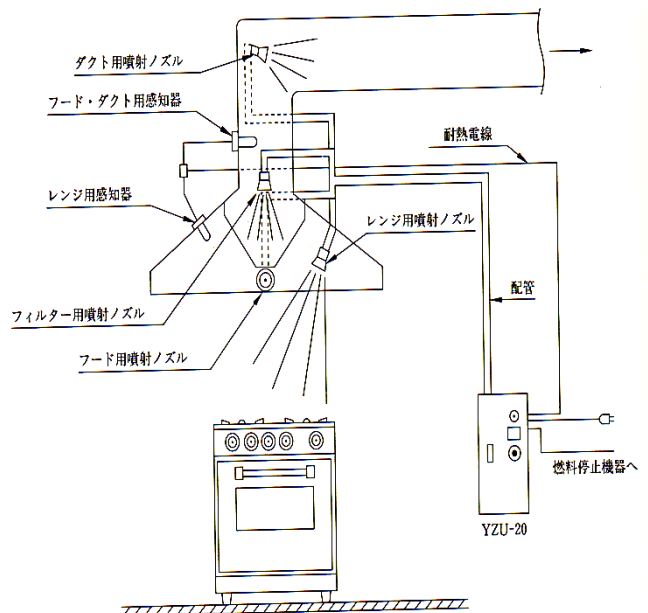
※防火ダンパーの基準は次によること。

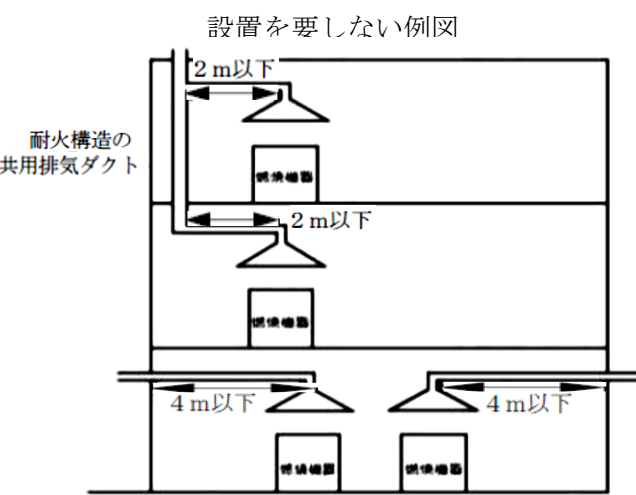
- (1) 火災により温度が上昇した場合において自動的に閉鎖する構造とすること。
- (2) 防火ダンパーは、厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。

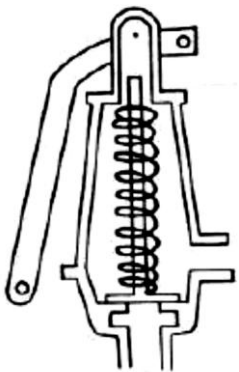
2 自動消火装置

※自動消火装置の基準

フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準は、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について(平成5年12月10日消防予第331号消防庁予防課長通知)」に基づいた、厨房設備火災用自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知機、警報器及びその附属設備により構成されたものをいい、フード、ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の技術上の基準(一般財団法人日本消防設備安全センター認定基準)に適合するものをいう。



5	1	2	ウ 排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの	<p>厨房設備の付近に（5メートル以内）にファン停止用スイッチがあり、その旨表示されている場合で次の1又は2に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気ダクトで厨房室内に露出し設けられているもの 2 耐火構造の共有排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの <p style="text-align: center;">設置を要しない例図</p> 
6			エ 厨房室内	<p>壁、天井、カウンター等で区画された部分において、調理人が厨房設備を用いて調理作業を行う作業空間をいう。</p> <p>なお、焼肉店等の客席で客が調理をする部分は、厨房室に該当しない。</p>
			エ 厨房設備の入力の合計	<p>厨房室に設置された厨房機器の入力の合計（同時使用であるか否かを問わず、設置された機器が全て同時に使用されたものとして算出する。）</p>
			ボイラー	<p>火気、燃焼ガス、その他高温ガス及び電気により水又は熱媒体を圧力を有する状態で加熱し、温水又は蒸気を他へ供給する設備をいうものであり、労働安全衛生法では、ボイラー（通称「労働ボイラー」という。）、小型ボイラー及び簡易ボイラーに分類さ</p>

6				れる。ただし、JIS S2109 (家庭用温水器) 及び JIS S3024 (石油小形給油機) に該当する機器のうち瞬間形については、簡易湯沸設備又は給湯湯沸設備として扱う。
6	1	1	その他の遮熱材料	モルタル、粘土、しっくい、グラスウールをいう。
		1	有効に被覆する	被覆した表面温度が 80 度未満となるような被覆をいう。
		2	安全弁	<p>ボイラー内の蒸気圧力が異常に上昇するのを防止するために設けられる安全装置をいい、一般に「ばね式」、「おもり式」、「てこ式」などがある。作動原理は、通常圧力をばね、おもりで押さええていて、圧力が上昇した場合に、ばね、おもりを押し上げ圧力を逃して内圧を下げる構造になっている。</p> <p>なお、引火性の熱媒体を使用しているものについては、熱媒体又はその蒸気をパイプなどで受槽など安全な場所に導くように設ける必要がある。</p>
				ばね式の構造
				
		2	安全装置	熱媒体又はその蒸気が異常に温度上昇し、又は圧力上昇を起こした場合、熱媒体又はその蒸気を放出する装置である。一般には、一定圧力に達すると作動する安全弁又は破壊板を設けているもの等がある。

7			ストーブ	煙突若しくは排気筒が接続し又は壁や天井等に固定して使用するストーブについて規定したものである。
8			壁付暖炉	壁付暖炉については、建築物と一体をなすもので燃料として薪を使用するものが多く、かつ、洋風の建築物において、しばしば見受けられるものである。しかし、単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない構造とした壁付暖炉が多く、これらは本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、燃料種別ごとにそれぞれ条例第 26 条から第 29 条に規定する器具の規制を受けることになる。
9			乾燥設備	乾燥設備とは、熱源により乾燥物の水分を除去し又は油脂、樹脂等の固化を促進させるための設備。その位置構造については労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第 32 号) 第 293 条から第 296 条までの規定が適用されるので注意すること。
	1	2	室内	乾燥設備の中の乾燥室内をいう。
		2	温度が過度に上昇するおそれ	乾燥を継続して行った場合又は温度調節装置の故障等により、乾燥物収容室の温度が異常に上昇し、乾燥物及び塗装等が着火又は発火するおそれがあるものをいう。
		2	非常警報装置	サーモスタットその他温度測定装置により連動する警報装置等をいい、熱源の自動遮断装置の設置が著しく困難であるものに限り、非常警報装置を設けることができるものとする。
		2	熱源の自動停止装置	自動的に燃料の供給を断ち又は電源を切る装置をいう。

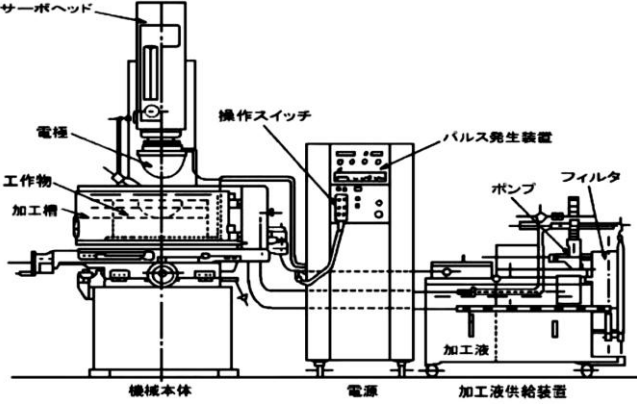
9	1	3	火粉を飛散しない構造	排気部分に金網、遮蔽板を取り付けること、又は排気を熱源から直接行うのではなく、間接排気にすることなどをいう。
10	1		定格出力	薪の場合の定格出力は、販売・製造メーカーの仕様書等にて確認する。
	1	2	消火器	<p>消火器は、次によること。</p> <p>1 「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）」第1条の2第1号に規格する消火器（同条第2号に規格する住宅用消火器を除く。）とすること。</p> <p>2 消火器の種別は、消防法施行令第10条別表第2に定められたとおりとすること。</p> <p>3 消防法（昭和23年法律186号）第17条の3の3に規定の義務はないが、腐食又は破損等の欠陥がないものとする。</p>
10 の 2	1		一般サウナ設備	本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温度を発生させる装置により高温低湿の空気を作る設備にかかる位置、構造、管理の基準について規定したものである。
	1		サウナ室	室内全体を熱源によって温度90～120度（湿度5～10パーセント）とし、この中に入って身体を暖め汗を流す乾式（本格的なものは、若干の水蒸気を用いる。）の高温低湿の熱気浴室をいう。
	1		放熱設備	電気ヒーターが一般に多く用いられているが、その他に熱風炉で発生した熱風をダクトでサウナ室内に送る方式のもの、高温の蒸気をサウナ室内のスチームラジエーターで熱交換し、熱気を作る方式と電気ヒーターを併用する方式のもの又は固体燃料を燃焼させる方式のものなどがある。
		2	直ちに熱源を遮断す	放熱設備の異常な温度上昇による出火を防止す

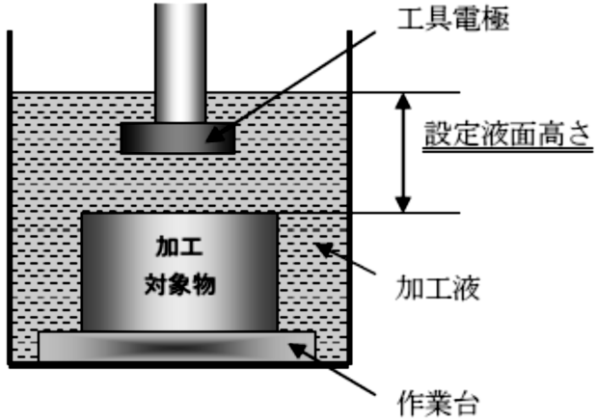
10 の 2	1	2	<p>ることができる手動及び自動の装置</p>	<p>るため手動と自動で熱源を遮断する安全装置である。</p> <p>電気ヒーターの場合は、一般に温度ヒューズと電源遮断スイッチを使用している。温度を自動的に調節する温度制御装置は、熱源遮断装置には含まない。これは制御装置では、一般的に異常な温度上昇が遮断されても、再び温度が下がると通電し、危険な状態が繰り返されて、遂に出火に至るという危険性を防止するためである。</p> <p>なお、熱源が遮断された場合は、異常発生原因を徹底的に究明したうえ、必要な措置を講じてからでなければ復旧してはならない。</p> <p>また、この装置は、個人の住居に設けるサウナ設備にも適用される。</p>
11			簡易湯沸設備	<p>本条及び次条の湯沸設備は、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいう。ただし、一般的に普及している瞬間湯沸器は構造的にボイラーであるが、条例上、湯沸設備として取り扱う。</p> <p>なお、簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 簡易湯沸設備 入力が 12 キロワット以下の湯沸設備 2 給湯湯沸設備 入力が 12 キロワットを超える湯沸設備
12			給湯湯沸設備	<p>最大消費熱量が 12 キロワットを超える湯沸設備をいう。</p>
12 の 2			燃料電池発電設備	<p>燃料電池発電設備は、主に工場や病院等の大規模な建築物等を対象として開発されたものであるが、当該設備は内部にバーナーを有すること等の理由から設備本体の出火危険があり、平成 17 年 9 月の静岡市火災予防条改正以前は、条例第 18 条において発電設備として規制してきた。しかし、近年の技</p>

12				<p>術開発の進展により、リン酸型燃料電池による発電設備に加え、新たに熔融炭酸塩型燃料電池、固体酸化物型燃料電池及び主として一般向けに開発された固体高分子型燃料電池による発電設備が出現したことから、安全確保に必要な基準が整備されたものである。</p> <p>具体的には、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池及び固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち内部でバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備として位置付け、火を使用する設備として規制するものである。</p>
	2	出力 10 キロワット未満		一般家庭に普及することが予想される設備である。
	2	改質器		燃料物質を化学反応させ水素を取り出す装置
	2	自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置		改質器の温度が過度に上昇又は低下したときと外箱の換気装置に異常が生じたときのどちらの場合においても、当該燃料電池発電設備を自動的に停止する装置
13		掘ごたつ		「掘ごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置きごたつ」は移動的なものであるから、器具として、第 27 条により規制されることになる。
	1	火床		「火床」は、通常、灰及び炭火を入れるための部分をいう。本項の「不燃材料」は金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれがないよう適当な厚み及び構造とする必要がある。
13	2	規定を準用		第 2 条第 2 項第 4 号の準用については、炭用の掘ごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止

13	2			されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。
14			ヒートポンプ冷暖房機	液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備
	1	2	防振のための措置	内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか又は、スプリング、ゴム、砂コルク等により振動を吸収する構造とすること。
		3	排気筒	内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。
		3	防火上有効な構造	排気筒の遮熱材を不燃材料とすることの他に、排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないこと。
15			火花を生ずる設備	「ゴムスプレッター」は、主として布等にゴムを引く設備、「起毛機」は生地を毛ばだてる設備、「反毛機」は原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備である。これらの設備は、グラビア印刷機と共にローラーを使用するものが多く、ローラーと紙、ゴム、生地、原毛等との摩擦によって、静電気が発生して放電し、火花を出すおそれがあり、さらに、反毛機においては原毛、ぼろ等に含まれる金属、石等の異物をたたくことが多く、このため機械的火花を生ずるおそれがある。一方、これらの設備による作業中において、火花発生部に放出する印刷インク、ゴムの溶剤である可燃性の蒸気又は繊維の微粉が、火花により着火する危険を防止するための規制である。
		1	壁、天井及び床の火花を生ずる設備に面する部分	屋内の各部分から火花を生ずる設備までの距離が、天井（屋根）の屋内に面する部分にあっては10メートル、壁及び床にあっては6メートル以内の部分を用いるもので、これらの範囲内の戸、窓等を含む

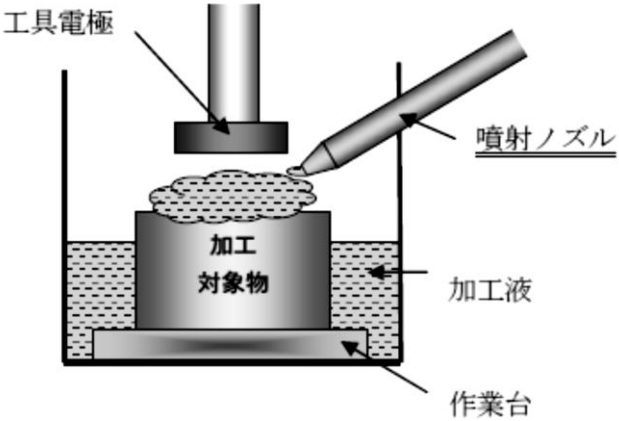
15	1		ものとする。
			<p>なお、これらの範囲内にある電気設備器具については、防爆型のものを使用する必要がある。</p> <p>また、取り扱われる可燃性の材料等が危険物であり、かつ、取り扱う数量が指定数量以上であれば、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の、指定数量未満であれば第3章第1節（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の該当する規定の適用を受けることになる。それらが指定可燃物であれば、同章第2節（指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準）の該当する規定の適用を受ける。</p>
	2	静電気を有効に除去する措置	<p>設備から発生する静電気を過度に蓄積させないような措置をいう。</p> <p>具体的な措置としては、室内の湿度を調整（概ね相対湿度 65 パーセント以上）して静電気の蓄積を抑制する方法、高電圧によるコロナ放電除電器等を利用して室内の空気をイオン化し、静電気の発生を抑制する方法、接地工事を施す方法等があるが、実際には各々の方法を組み合わせて静電気の過度の蓄積による火花放電を避けるものである。</p> <p>なお、接地工事を施す場合一般的な接地工事では、紙、ゴム、繊維等の電気の不良導体中に存在する電荷を除去することは困難であるので、この部分については、接地された金属性のブラシを接触させる等の方法が採られている。</p>
16	3	有効に除去する換気装置	<p>発生する可燃性ガス等の濃度が爆発下限界の 30 パーセント以上とならない換気能力を有するものであること。</p> <p>この場合の換気能力については、強制換気装置に限らず、外気に面する換気上有効な開口部を含むものであること。</p>
		放電加工機	第4類の危険物である加工液中において、工具電

				<p>極と加工対象物との間に放電させ加工する工作機械をいい、用いられる工具電極の形態により、「型彫り放電加工機」及び「ワイヤ放電加工機」に区分される。</p>  <p>放電加工における加工部の冷却並びに加工くずの除去及び排出を行うために使用される液体であり、成分は油系のものと水系のものに大きく区分される。</p> <p>なお、危険物に該当しない水系の加工液を用いる放電加工機は、本条の規制対象とはならない。</p> <p>放電部分において適量の加工液を満たすための槽をいう。</p> <p>設定温度は 60 度以下とすること。</p> <p>長時間連続加工を行うと加工液の温度が上昇し、引火の危険性が增大することから、設定温度を 60 度以下とする。</p> <p>これには設定温度 (60 度以下) を超えた場合に液温検出装置等により検知し、加工を停止する機能を備えた装置がある。</p> <p>加工対象物の上面から液面までの間隔が 50 ミリメートル以上となるよう設定すること。</p> <p>これには、加工液面が加工対象物上面から最小間</p>
1		加工液		
1		加工槽		
1		設定された温度		
2		設定された液面の高さ		

16	1	2		<p>隔 (50 ミリメートル) より低下した場合に液面検出装置と連動して加工を停止する機能を備えた装置がある。</p> <p style="text-align: center;">設定された液面の高さ</p>  <p>3 工具電極 加工対象物に対向し、加工対象物を放電加工するための電極をいう。</p> <p>3 炭化生成物 放電によって両極間に生じる加工液が熱分解し、その結果発生する炭素を主成分とする物質をいう。</p> <p>3 自動的に加工を停止できる装置 放電加工中には加工くずが発生するが、これらをうまく除去できない場合、異常放電を起こし、加工対象物と工具電極の間に炭化物が付着し成長する。これが液面に露出することもあり引火する危険性があるため、これらの炭化生成物を検出した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置の設置を義務付けたもの。</p> <p>4 自動的に消火することができる装置 放電加工中において加工液面に火災が発生した場合に、速やかに検知し消火剤を加工層全面に自動的に放出する消火装置を設けなければならないことを義務付けたもの。</p>
----	---	---	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

16	2	1	引火点 70 度未満の加工液	引火点の低い第2石油類（灯油）などの使用による火災が多く発生したことから、引火点が 70 度未満の危険物は使用できない旨を規定したもの。
		2	吹きかけ加工	加工液中に没しきらない大きな加工対象物等について、加工液を噴流により吹き掛けながら加工を行うことをいう。この方法は、加工液への引火の危険性が極めて高いため禁止するものである。
		3	放電加工機の構造について	放電加工機の安全確認のための試験を、危険物保安技術協会で実施しており、合格品には「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されている。構造等の確認に活用されたい。

吹きかけ加工



加工槽が空の状態のときに加工位置を決めるために行う空放電、加工槽の深さに対して無理な高さの加工対象物の使用、加工対象物の押さえ金具の使用、各種安全装置を取り外した状態での放電加工などをいう。



変電設備

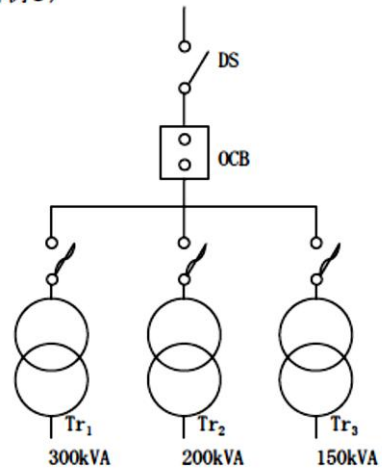
全出力

変電設備とは、電圧を変成する設備で遮断器、変圧器、コンデンサー等によって構成され、その全出力が 20 キロワット以上のもので、次条に規定する急速充電設備を除くものをいう。

電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー、配電盤等の電気機器によって構成されたものをいう。全出力 (kW) は、受電用遮断器の 2 次側に接続される変圧器の定格容量 kVA の和 (主変圧器がある場合で当該変圧器の 2 次側に接続される変圧器を除く。) に、下表の係数を乗じて算定すること。ただし、2 以上の設置場所 (区画) に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。

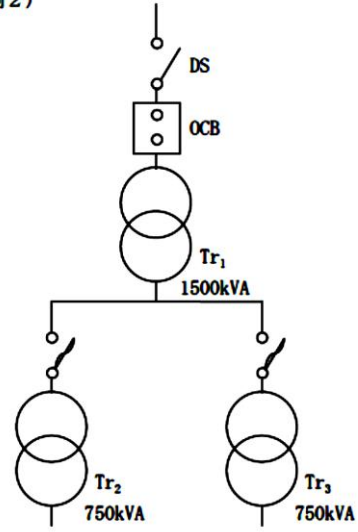
変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係 数
500未満	0. 8 0
500以上 1,000未満	0. 7 5
1,000以上	0. 7 0

(設置, 計算例 1)



(300 + 200 + 150) × 0. 75 = 487. 5 となり、全出力は 487. 5 kWとなる。

(設置, 計算例2)



この場合の Tr_2 と Tr_3 の定格容量は、主変圧器 Tr_1 の定格容量に含まれるので除外して計算すると、

$$1500 \times 0.7 = 1050$$

全出力は1050 kWとなる。なお、 Tr_1 と Tr_2 、 Tr_3 の設置場所 (区画) が異なる場合は、設置場所毎に全出力を計算する。

1 1

水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置

- 1 水が浸入し、又は浸透するおそれのある、壁、床、天井等は防水構造とすること。
- 2 給排水設備 (マンホールを含む。)、冷暖房設備及びこれらの配管又はダクト等 (当該設備のためのものを除く。) を設けないこと。

1 2

可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置

- 可燃性又は腐食性の蒸気若しくは粉じん等が発生し、若しくは滞留するおそれのある場所は、室の広さ、ガス蒸気発生源の位置やその発生量あるいは、新鮮な空気の送入等によって、その範囲を限定しなければならないが、通常の使用状態及び特殊な状態で危険な状態になるおそれのある場所には、変電設備は設置することができない。例を示せば、次に掲げるような場所が該当する。
- 1 法別表第1に掲げる危険物を取扱う場所
 - 2 プロパンガス等の液化ガスを製造、貯蔵又は取扱う場所及びその周辺
 - 3 アセチレンガス発生器を設置してある場所

17	1	2		<p>4 高度さらし粉を取扱う場所</p> <p>5 化学肥料の製造所及び銅、亜鉛等の精錬、電気分解等を行う場所</p> <p>6 小麦粉、でん粉、砂糖、合成樹脂粉、ナフタリン、石けん、コルク、石灰、鉄粉、たばこ、木粉、皮革等の可燃性粉じんのある場所</p>
		3	消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	平成 15 年 4 月 1 日消消第 17 号消防長通達に定める規格に適合するものをいう。
		3	有効な空間を保有する	変電設備の周囲に空間があることのみを意味するのではなく、火災時でも他への延焼の危険性が認められない状態をいうもので可燃性の部分からは、概ね 3 メートル以上の空間が保たれていることをいう。
		3	防火上支障のない措置	不活性ガス消火設備等の消火設備を有効に設ける等をいう。
		4	換気、点検及び整備に支障のない距離	次に掲げる距離をいうものである。

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1.0m以上
点検面	0.6m以上
換気面（注）	0.2m以上

注 前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。

本規定は、基本的な安全対策を目的とした規定であり、「キュービクル式」に限定して求めるべきものではないため、共通的に求められる措置であること。

5	すき間を不燃材料で	不燃区画等の貫通部分のすき間を埋める不燃材
---	-----------	-----------------------

17	1	5	埋める等火災予防上有効な措置を講ずること	料には、ロックウール、モルタル、防火シール材、防火パテ等があり、貫通部分の措置については、「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として防災性能評定を受けたものを参考として、適切な措置を講じるべきものであること。
		6	有効な換気設備	<p>電設備を設けた場所は、機器の放熱等によって温度が上昇し、機器の機能に障害を与えるおそれがあるため、一定の温度以上上昇しないように換気する設備をいう。</p> <p>機械による強制換気のほか、屋外又は他の室内に面した開口部があり、有効に自然換気ができるものをいう。</p> <p>なお、換気口の位置は、変電設備から出火した際の火煙が避難階段等に流入しない場所を選定する必要がある。</p>
		7	見やすい箇所	変電設備のある場所にあつては、その入口付近をいう。
		11	消防長が指定するもの	平成 15 年 4 月 1 日付け静岡市消防本部告示第 5 号による。
		11	点検及び絶縁抵抗等の測定試験	<p>点検は、端子及びネジ類のゆるみ、導電部の接触状況、絶縁油の漏れ、バインド線のはずれ、機器類の温度上昇、がいしの汚損並びに指示計器類の良否等について適宜行う必要がある。</p> <p>試験は絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び継電器類の動作等について必要に応じて行い、特に絶縁抵抗の測定は 1 年に 1 回以上行うことが大切である。</p> <p>また、絶縁油等も状況に応じ取り替え又は精密検査を行う必要がある</p>
		11	結果を記録	点検記録簿の様式は定めないが、他の法令の規定による点検等の記録で必要事項が確認できる場合は、当該記録をもってこれに代えることができる。

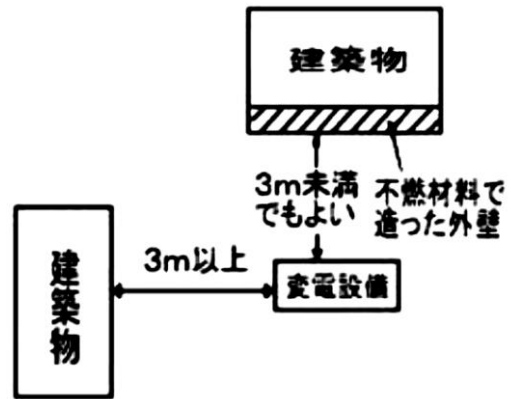
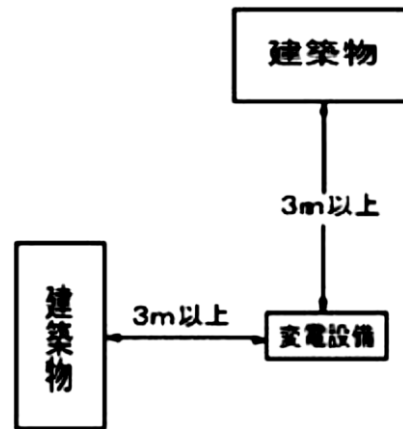
17

2

ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき

変電設備と相対する建築物の外壁の前面を不燃材料で防火的に造り、又は覆い、かつ、開口部のないもの又は開口部に防火設備を設けた場合は、図に示すように3メートル以上の距離をとらなくてもよい。

屋外に設ける変電設備の設置例



急速充電設備

電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする電気自動車等にコネクターを用いて充電する設備（分離型のものにあつては、充電ポストを含む。）で、そのうち全出力が20キロワット以下のものについては規制の対象外としている。全出力が20キロワット以下のものについては、本条の施行以前

17
の
2

に急速充電設備に適用していた「変電設備」の基準と同様に除外したものである。

コネクタ型以外の急速充電設備は、本条第17条に定める変電設備として取り扱われること。

分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能であること。この場合、本条第17条の2第1項第1号の適用に当たっては、設備本体の設置場所により判断すること。

急速充電設備を設置する際の消防用設備等の設置及び維持に関する事項は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第13条第1項及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条第4項の適用に際しては、急速充電設備はこれらに規定される「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり、充電ポスト部分の床面積を含める必要はないこと。

変電設備の基準においては、「変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと」としていたが、急速充電設備にあっては、係員以外の者が使用することを可能としたこと。

全出力50キロワット以下の急速充電設備の設置の際の消防署長への届出については不要であること。

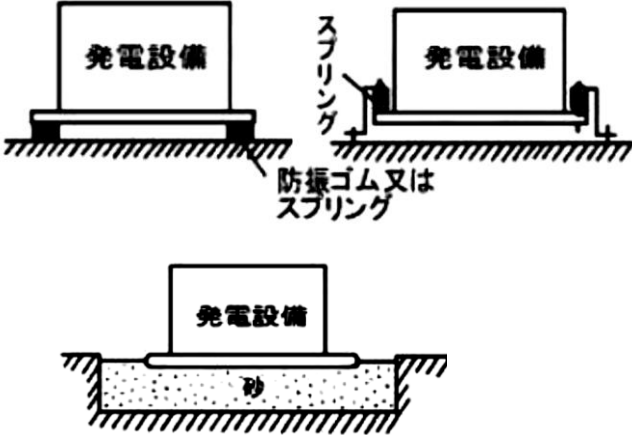
給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の取扱については、消防庁危険物保安室長から発出された「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成24年3月16日消防危第77号）によられたいこと。

17 の 2	1		電気を設備内部で変圧して	急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するもの全てを含むものであること。
		1	消防長が認める延焼を防止するための措置	消防長が認めるにあたっての判断基準の一例として、次の(1)から(5)までを満たすものが考えられる。 (1) 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。 (2) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。 (3) 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。 (4) 蓄電池が内蔵されていないこと。 (5) 太陽光発電設備が接続されていないこと。
		4	雨水等の浸入防止の措置	筐体が JIS C0920（電気機械器具の外郭による保護等級）に規定する IP33 以上の保護等級であること。
		5	カ 異常な高温	過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度のこと。
			キ 速やかに操作することができる箇所	一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けるなどが考えられる。
		ク 自動車等の衝突を防止する	「樹脂製ポール」や「鉄製パイプ」のほか、「車止め」等が含まれる。また、これらの措置については、使用又は点検の妨げにならないように設けること。	
		ケ 操作に伴う不時の落下を防止する措置	具体的には、充電用ケーブル部を保持する補助器具や、車両付近にコネクタを保持できる補助器具等の設置が想定されるものであること。	

17 の 2	1	5	ケ	十分な強度	操作に伴う不時の落下等による衝撃に十分耐える強度であり、具体的には急速充電設備のコネクタに係る規格（ChadeMO 規格、UL 規格等）に適合しているものを想定していること。	
			コ	漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造	具体的には、絶縁性を有する冷却液を用いたものや、液冷機構を内部基板等より低い位置に配置したものが想定されるものであること。	
			コ	流量の異常	冷却液が漏れること等により、流量が減少した状態を想定している。	
			コ	温度の異常	冷却液が漏れること等により、充電用ケーブルが過熱し、冷却液の温度が上昇した状態を想定している。	
			コ	充電用ケーブルを冷却するために用いる液体	可燃性のないものを使用することが望ましい。	
				サ	複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等を同時に充電する機能を有する急速充電設備に講じる措置	出力の切替えに係る開閉器が熱により固着すること等によって、電気自動車等の電池が短絡し、配線や充電用ケーブルの焼損等が生じるおそれがあることから、開閉器の異常を検知した場合、急速充電設備を停止させる措置を講じる必要がある。
			6		蓄電池を内蔵している	急速充電設備の筐体内に蓄電池が収納されているものを指す。 なお、内蔵している蓄電池の蓄電池容量が 10 キロワットアワー以上であっても、第 19 条の規程は適用しない。
			6		蓄電池の基準	ア リチウムイオン蓄電池であり、かつ、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。） J I S C 8 7 1 5 - 2（産業用リチウム二次電池の単電池及び

17 の 2	1	6		電池システム第2部：安全性要求事項) に適合するものであること。 イ 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用(リユース)する場合は、客観的評価により安全性が確認されたものであること。
		6	主として保安のために設けるもの	停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。
		6	ウ 異常な低温	低温下において、蓄電池の充電を行った場合、蓄電池の電極に析出する金属リチウムにより蓄電池内部で短絡が発生するおそれがあることから、「蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度」を想定している。
		6	エ 制御機能	蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム(BMS：バッテリーマネージメントシステム)のことであること。
		6	その他	本条第1項(第1号、第3号、第5号ク及び第6号から第9号までを除く)の規定については、一般社団法人CHAdeMO協議会の発行する「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」1.2又は2.0に適合することにより、同等の措置が図られているものとして取り扱えるものであること。 ただし、全出力50キロワット以下の急速充電設備にあつては、一般社団法人CHAdeMO協議会が制定した急速充電設備の仕様に準拠し、当該協議会から認定を得た急速充電設備にあつては、本条第1項(第3号、第5号ク及び第7号から第9号を除く。)に規定する構造基準等を満たすものと判断して差し支えない。 なお、適合する急速充電設備の型式については、一般社団法人CHAdeMO協議会ホームページ等を参照すること。

17 の 2	1	6		<p>急速充電設備を屋内に設置する場合の不燃区画等については、令和3年4月1日施行の基準適用により、急速充電設備からの出火のリスクは低減されることから、不要とするものであること。</p> <p>日常的な外観点検等のほか、消耗品の劣化や充電ケーブルの摩耗等による事故を防止するため、定期的な点検を行い、その記録については一定期間保存すること。</p> <p>なお、急速充電設備は、電気事業法上の「自家用電気工作物」又は「一般用電気工作物」に区分され、自家用電気工作物に該当する場合には、法令による自主保安義務（電気事業法第42条）及び保安監督者の選任義務（電気事業法第43条）があること。</p>
18			内燃機関を原動力とする発電設備	<p>消防用設備等の非常電源として設置する発電設備だけでなく一般の用途に供する発電設備についても適用される。</p> <p>ただし、次に掲げるものは除外される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 搬送用発電機及び移動用発電機 <p>※固定して設ける場合は、本条の適用を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 容量が5キロボルトアンペア未満の小容量の発電設備 <p>なお、水力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備及び電動発電機設備は、内燃機関を有していないので本条には該当しない。</p> <p>発電設備の全出力の算定は、防火的に区画された一つの室に設置された発電機の定格出力(kw)の合計となる。(発電機の出力がKVAで表されている場合には、発電機の力率を乗じる。)</p>
18	1	1	容易に点検することができる位置	<p>維持管理をするのに必要な空間を確保するもので、次の保有距離を必要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発電機及び内燃機関の周囲は、壁体、冷却水槽その他付属設備から0.6メートル以上 2 発電設備を制御, 又は保護するための付属装置

18	1	1		<p>(制御盤)で、金属箱に収納されているものの前面は、壁体その他のものから1.0メートル(操作を行う面が相互に面する場合は、1.2メートル)以上とし、その他保守点検を必要とする面にあつては0.6メートル以上とする。ただし、制御装置が発電機又は内燃機関に組み込まれたものにあつては、0.6メートル以上とする。</p>
		2	防振のための措置	<p>発電機及びエンジンの存する床又は台を建築物のその他の部分と切り離す方法、又はスプリング、砂、コルク等により振動を吸収する方法がある。</p> <p>ただし、ガスタービンのように振動の少ないものは防振のための措置を設けないことができる。</p> 
		3	排気筒	<p>次に掲げる項目を満たす構造としなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排気筒の遮熱材料は不燃材料であること。 2 排気筒と他の可燃物を接触しないようにすること。 3 排気口は、排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に設けないこと。
	4		気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備	<p>気体燃料を使用する出力10キロワット未満のピストン式内燃機関を原動力とする発電設備については、当該設備が鋼板製の外箱に収納され、外箱の断熱材又は防音材に難燃性のものを使用し、内部の</p>

18	4			<p>温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができる換気口を設けた場合には、火災発生の危険性が低く、内在する可燃物量が少なく、また、火災が発生した場合の影響が小さいため、屋外において建築物から3メートル以上の距離を保有すること等を要しないこととしたものであること。</p>
19		蓄電池設備		<p>蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいう。</p> <p>蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20キロワットを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部として取り扱っても差し支えない。</p> <p>標準規格への整合性については、第三者機関等により確認されたもののほか、メーカーや輸入代理店等が自ら所定の方法により確認したものでも差し支えない。</p> <p>蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の危機が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示7号）第3に定めるものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第3条第17号に定める「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。</p>
	1	定格容量		<p>蓄電池の定格容量は、鉛蓄電池については、10時間放電率容量、アルカリ蓄電池及びリチウムイオン蓄電池にあつては、5時間放電率容量を標準にして算出する。</p>
	1	耐酸性		<p>陶磁器、鉛、アスファルト、プラスチック、耐酸性モルタル等で造られ、又は被覆されたものがある。</p>

19	1	蓄電池	放電及び充電を繰り返すことができる電池であり、その種類としては、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、ニッケル・水素蓄電池等がある。								
	1	開放形鉛蓄電池	使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し、一般にベント式と呼ばれるものであること。								
	1	出火防止措置	<p>1 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）第2に定める「JIS C 8715-2」はリチウムイオン蓄電池を対象とする標準規格であり、また「JIS C 63115-2」はニッケル水素蓄電池を対象とする標準規格であること。これらの標準規格では、（1）過充電防止措置、（2）外部短絡防止措置及び（3）内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置の3つの安全要求事項が定められていること。</p> <p>2 7号告示第2各号に掲げるものと同等以上の出火防止措置が定められた標準規格の例</p> <table border="1" data-bbox="805 1265 1444 1467"> <thead> <tr> <th>標準規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IEC 62619</td> <td>リチウムイオン蓄電池を対象</td> </tr> <tr> <td>IEC 63115-2</td> <td>ニッケル水素蓄電池を対象</td> </tr> <tr> <td>UL 1973</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準規格	備考	IEC 62619	リチウムイオン蓄電池を対象	IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池を対象	UL 1973	
	標準規格	備考									
IEC 62619	リチウムイオン蓄電池を対象										
IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池を対象										
UL 1973											
3	キュービクル式	キュービクル式蓄電設備の構造は、平成15年4月1日 消消第17号消防長で示したとおりとする。（キュービクル式非常電源専用受電設備の基準 昭和50年5月28日消防庁告示第7号）									
	3	延焼防止措置	7号告示第3各号に掲げるものと同等以上の延焼防止措置が定められた標準規格の例								

19

3

20

ネオン管灯設備

標準規格	備考
JIS C 4412-1	
JIS C 4412-2	JIS C 4412-1 で求められる安全 要求事項について適合している ものに限る。
IEC 62040-1	
IEC 62933-5-2	
UL 9540	

ネオン管灯設備は、ネオン管、ネオン変圧器等で構成され、ネオン管の両極に 1,000 ボルトから 15,000 ボルト程度の高電圧を加え、グロー放電を起こし、広告、照明等に使用するものである。なお、本条の適用は管灯回路の使用電圧が、1,000 ボルトを超える放電灯であって放電管にネオン放電管を使用したものを対象としている。

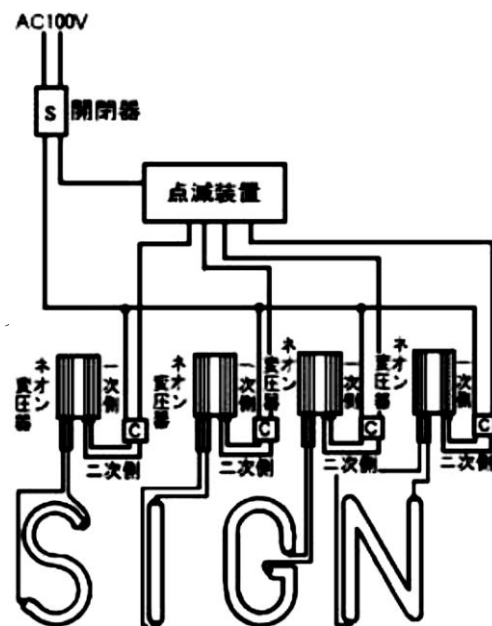
1

1

点滅装置

単にネオン管を点滅させるためのスイッチではなく、ネオン管灯設備が、人々の注視を得るために、一定の周期をもって明滅するようになっている場合の明滅のための付属装置をいう。

ネオン管灯設備の設置例



20	1	1	低圧側	ネオン管灯設備の変圧器の一次側、すなわち低圧回路のことであり、その電圧は通常 100 ボルト又は 200 ボルトである。
		1	無接点継電器	半導体等を利用した電子式点滅器で、点滅時に火花を発生おそれのないものをいう。
		2	雨水の浸透を防止するために有効な措置	<p>屋内、屋外を問わず、雨が掛かる可能性のある場所に変圧器を設けるときは、雨水に耐えるよう設計された屋外用のものを用いなければならないものとしている。屋外用、屋内用の区別は、通常それぞれの変圧器の外面に表示されており、前者は円形、後者は角形のものが多いようである。</p> <p>また、変圧器の導線引出部を上向き又は横向きにして取り付けると、屋外用のものでもブッシング取付部等から内部に浸水のおそれがあるので、下向きに取り付けなければならない。</p>
21	1	3	近接する取付け材	<p>放電管、高圧ケーブル等高圧充電部分から 50 センチメートル以内にある部分とする。</p> <p>ただし、難燃性の材料で覆ったものに係る部分については、この限りでない。</p>
			舞台装置等の電気設備	本条は、催物等で舞台装置、展示装飾の為に使用するもので、一時的なもの又は恒久的なもの及び工事、農事で一時的に使用する電気設備についての基準を定めたものである。
		1	1	ア 加熱するおそれのない位置
		イ	充電部分	わかり易くいえば電気がきている部分であり、電圧が掛かっている金属部分である。電灯の充電部分を露出させないためには、電球をソケットへ接続すること、又は絶縁物で被覆することが必要である。

21	1	1	エ	アークを発生する設備	舞台でいならずまを発生する場合の設備がある。アークは、炭素棒等を電極として放電させると生ずるもので、炭素の微粒子状の集まりが電流の通路となって、ジュール熱で数千度の温度となり、光を発するものである。したがって、火災予防上この設備のケース等は不燃材料で造ったものでなければならない。
		2	イ	残置灯設備	工事等の際、夜間において工事現場を照明するために設ける電灯設備である。
			イ	自動遮断の措置	その回路において、短絡、過電流が生じた場合、自動的に電流を遮断するための措置であって、ヒューズが最も簡単なものであるが、このほかヒューズを用いない遮断器いわゆるノーヒューズブレーカーでももちろん差し支えない。
22			避雷設備	本条は、落雷による火災を防止するため、避雷設備の機能の保持及び避雷設備の導線を通る電流からの誘導障害を防止するため、架空電線、ネオン管灯設備、アンテナ等と1メートル以上の保有距離を設けるよう規定したものである。架空電線、ネオン管灯設備及びアンテナ等との間に接地を施した金属板又は金属網等を施設する等静電的しゃへいをした場合は、1メートル未満でも支障ない、この場合の設置抵抗値は10オーム以下であること。	
	1		消防長が指定する日本産業規格	令和7年3月25日付け静岡市消防本部告示第2号による。	
23			水素ガス	水素は空気に対して29分の2の重さで極めて軽い気体であるため気球に使用されるが燃焼範囲が広く、その燃焼は爆発的であり、火災予防上極めて危険な気体である。又着火エネルギーが小さいのでちょっとした火源で着火する。特に静電気、電気スパーク等の火源による着火爆発等の事故が発生す	

23				る危険があるので基準が設けられている。
23	1	煙突その他火気を使用する施設の付近		直線距離で 15 メートル以内に当該施設がないこと。
	3	水平距離 10 メートル以上の空間		最低 10 メートルとし、気球の掲揚の高さに応じて当該掲揚高の 2 分の 1 の距離だけ保有距離を延長すること。 気球相互間の保有距離については、掲揚高の高い気球を基準として、その掲揚高の 2 分の 1 の距離を保有すること。
	3	立入りを禁止する旨を標示		静岡市火災予防条例施行規則別表に掲げるとおりとする。
	4	気球容積 15 立方メートル		球形として直径 3 メートル以下のものが該当する。
	5	十分な強度を有する材料		1 気球の材料 (1) ビニール樹脂又はこれに類する樹脂若しくはゴム引布などで、その材質が均一不変質かつ静電気が発生若しくは帯電しにくいもの。 (2) 生地は、可ぞ剤、着色剤等の吹き出し及び粘着がなく、又は泡及び異物の混入がないもの。 (3) 気球に使用する材料の厚さは、ビニール樹脂については 0.1 ミリメートル以上、ゴム引布については 0.25 ミリメートル以上のもの。 (4) 抗張力又は伸びは、膨張又は圧縮による内外圧に十分に耐えるもので、塩化ビニールフィルムにあっては 150 キログラムパー平方センチメートル (kg/c m ²) 以上のもの。ゴム引布にあっては 270 キログラムパー平方センチメートル (kg/c m ²) 以上のもの。 (5) 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあっては、エレメントルフ引裂強さ 6 キログラムパー平方センチメートル (kg/c m ²) 以上のもの。

(6) 気体透過度は、水素を注入し、24 時間後において 1 平方メートルから漏れる量が 5 リットル 以内のもの。

(7) 耐寒性は -5 度、耐熱性は 60 度において、それぞれひび割れ、粘着等を生じないもの。

2 気球の構造

(1) 掲揚若しくは係留中、局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないもの。

(2) 掲揚中、著しく不安定になり、若しくは回転することがないもの。

(3) 接着部分は、その強さと同等以上であるもの。

(4) 糸口座の強さは、150 キログラム以上であるもの。

3 掲揚網等の材料

(1) 麻又は合成繊維若しくは綿などで材質が均一不変質かつ静電気の発生若しくは帯電しにくいもの。

(2) 繊維は、比較的長繊維のもの。

(3) 掲揚網及び係留網に使用する網の太さは、麻については 6 ミリメートル以上、合成繊維については 4 ミリメートル以上、綿については 7 ミリメートル以上のもの。

(4) 糸目網に使用する太さは、麻については 3 ミリメートル以上、合成繊維については 2 ミリメートル以上、綿については 4 ミリメートル以上のもの。

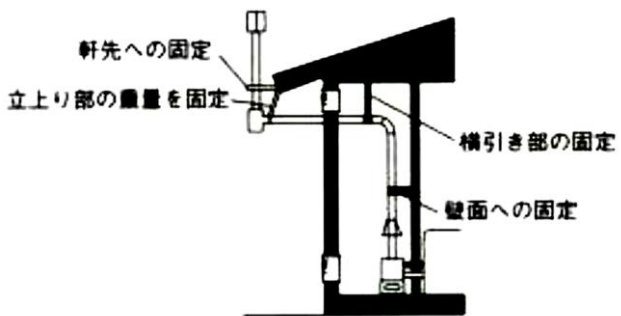
(5) 掲揚網の切断荷重は、気球の直径が 2.5 メートルを越え 3 メートル以下のものについては 240 キログラム以上、2.5 メートル以下のものについては 170 キログラム以上のもの。

(6) 水、バクテリア、油、薬品等により腐食しにくいもの。

(7) 摩擦により、その強さが容易に減少しないもの。

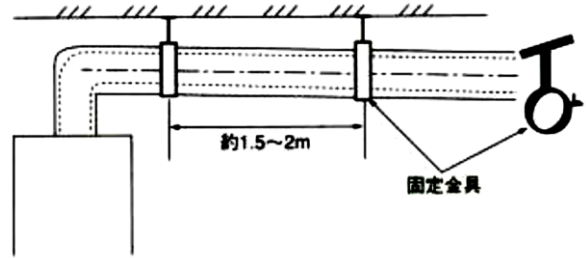
(8) 日光等の影響により、その品質が著しく低下

23	5		<p>しないもの。</p> <p>(9) 建物等の角における横滑りにより、容易に切断することのないもの。</p> <p>(10) 吸湿により、著しく硬化することのないもの。</p> <p>4 掲揚綱等の構造</p> <p>(1) ヤーン数（より合わせてないものを除く。） 2以上のストランドを3つより以上としたもの。</p> <p>(2) 著しく変形し、又はキンクすることのないもの。</p> <p>(3) 著しく滑ることのないもの。</p> <p>(4) 糸目は6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えるもの。</p> <p>(5) 結び目は、動圧に対し、容易に解けることのないもの。</p> <p>(6) 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの。</p>
23	6	気球に付設する電飾	<p>この装置について、配線等の設備の装償がきわめて簡易な方法で行われる場合が多く、掲揚中に風圧又は摩擦による電線の切断や被覆のはく離等による短絡が生じやすいので電気スパーク等の火源による着火爆発の危険等を排除するための規定である。</p>
	8	傾斜角度が 45 度以下となるような強風時	傾斜角度が 45 度以下となる場合の風速は、6～7メートル毎秒である。
	9	イ 操作者以外の者が近接しないような適切な措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な区画を行うこと。 2 立入禁止の表示をすること。 3 監視人を配置すること。
	10	水素ガスが 90 パーセント以下となった場合	水素ガスが 90 容量パーセント以下（水素ガスの燃焼範囲の上限が 75 パーセントであるので、この点を考慮して 90 パーセントと規定している。）に下

23	10			<p>がった場合は、水素ガスが漏れて減少し、混入されている空気との割合が燃焼範囲となって爆鳴気をつくりやすく、静電着火の危険が増大するからである。また、浮揚力が低下し、傾斜角度が基準角度より減少するおそれがあり工作物等への接触又は落下等の危険性を考えあわせると気球には常に 100 パーセント近い充填状態を維持する必要がある。</p> <p>水素ガスの濃度測定の一つの方法としては、先ず水素ガスが 100 パーセントのときの上昇力をスプリング秤等で測定し、その値に秤より上部の気球本体及び綱の重量を加えて水素ガスの浮力を求める。この浮力がその 10 パーセントを減少したとき、水素ガスの容量は 90 パーセントとなる。念のため、容量 15 立方メートルの気球につき計算すると、水素の浮力は約 18 キログラムとなり、この 10 パーセントの 1.8 キログラムだけ浮力が減少すると水素ガスの容量は 90 パーセントになる。</p> <p>しかしながら、一般的な運用としては、通常の場合において連続 15 日以上掲揚した場合は、気球内の水素ガスを全部交換するよう指導すること。</p>
	10	詰替え		<p>減少した水素ガスに対する補給的行為をいうものではなく、気球内のガスを完全に放出した後、改めて充填することをいう。</p>
24	1			<p>煙突が風、雪又は衝撃等により脱落、転倒又は破壊等して、火の粉等により火災が発生したり、又は酸欠事故が発生することを防止するために規定したものである。</p> 

24

1



排気筒の固定の例

24

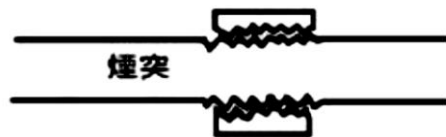
2

容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造

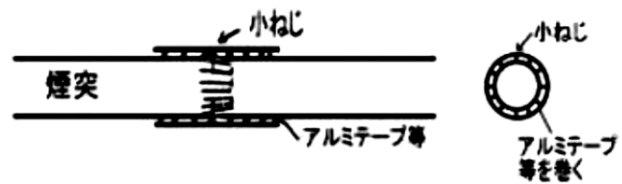
ねじ接続、フランジ接続、ロック機構付接続の他、差し込み接続を使用する場合は、タッピング小ねじ止め、又はバンド締めと同等以上の固定方法とすることをいう。

隠蔽部分に排気筒を設置する場合の接続方法

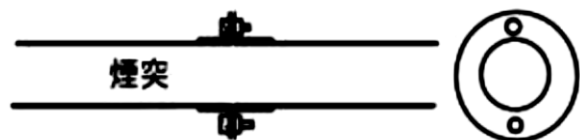
ねじ接続



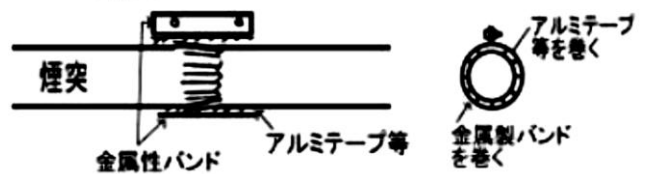
タッピング小ねじ止め



フランジ接続



バンド締め



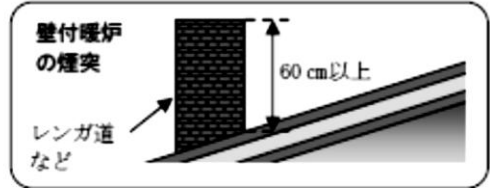
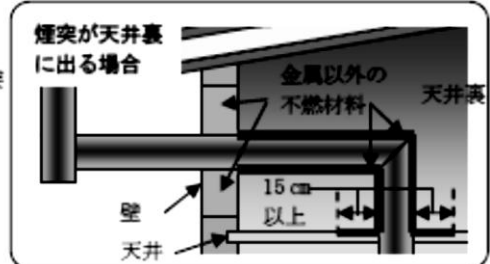
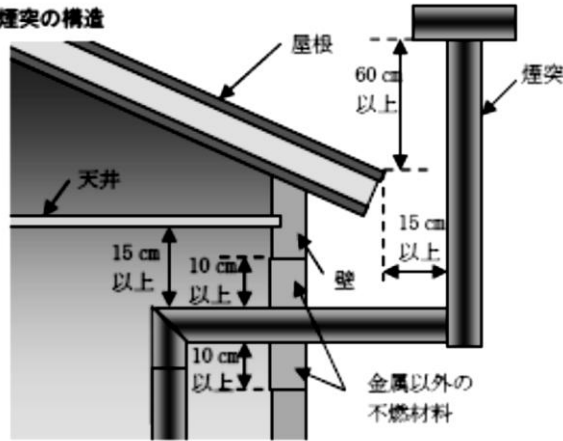
24

4

火粉の飛散を防止するための有効な装置

排気部分に金網、遮蔽板を取り付ける、排気を熱源から直接排気するのではなく、間接排気とする、等がある。

煙突の構造



24

5

建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項

建築基準法施行令

(建築物に設ける煙突)

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60センチメートル以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離1メートル以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から60センチメートル以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から15センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 (中略)

2 前項第1号から第3号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

26			液体燃料を使用する器具	<p>内外を問わず適用となる。</p> <p>なお、器具とは通常の使用に際し容易に移動可能なものをいう。</p>
	1	2	可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所	第2条第1項第3号の「可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置」に同じ。
		3	地震等により容易に可燃物が落下する	平常時のみでなく地震が発生した場合の可燃物の落下を含めた規定であり、振動により可燃物が落下し、又は接触するおそれがある場所も、当然避けなければならない。
		4	地震等により容易に転倒又は落下する	器具を箱等の台上において使用したり、上り框等段違いとなっている場所、縁の端などで使用していると地震等の震動により転落するおそれがあるので、こういう状態になるおそれのあることをいう。
		7	本来の使用目的以外	使用の目的を誤って使用したために発生する火災を防止するためのもので、暖房の用途であるべきストーブ等を衣類の乾燥用として使用する場合などがこれに当たる。
		8	本来の使用燃料以外	定められた燃料を使用することにより安全性が確保されるもので、灯油を使用するストーブにガソリンを使用した場合は安全性が確保できないことから定められた規定である。
		10	その他の多数の者の集合する催し	<p>文化祭、物産展等で不特定多数が集合し混雑が生じることにより、火災が発生した場合の危険性が高まる催し全てをいう。</p> <p>ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園が主催するもちつき大会等の、相互に面識のある者が参加する催しは対象外とすること。</p>

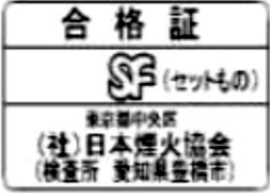
26	1	10	消火器の準備	<p>準備する消火器は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)」第1条の2第1号に規格する消火器(同条第2号に規格する住宅用消火器を除く。)とすること。 2 消火器の種別は、消防法施行令第10条別表第2に定められたとおりとすること。 なお、気体燃料を使用する器具にあつては、消火粉末を放射する消火器とする。 3 消防法(昭和23年法律186号)第17条の3の3に規定の義務はないが、腐食又は破損等の欠陥がないものとする。 4 原則、対象火気器具等ごとに1本とすること。
		10	消火器を共同して準備する基準	<p>複数の対象火気器具等に対して、1本の消火器を共同して準備することは可能とし、共同して準備する基準は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者が同一の場合 2 消火器から歩行距離20メートル以内で、容易に到達出来るものに限る。
	10	開設者	<p>露店の経営者又は催し開催に権限を有する者をいう。</p>	
	2	自動的に消火する装置	<p>耐震安全装置は、一定規模以上の地震動を感知して作動する感震装置と、その作動が電氣的、機械的又はその他の方法で連動されている燃料停止装置又は消火装置から構成されているものであること。</p> <p>感震装置は、ストーブに設けるものにあつてはJIS S2019及びJIS S2036、こんろに設けるものにあつてはJIS S2016の振動性能に準拠しており、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて振動の加速度が100ガルの時作動せず、200ガルのとき作動するものであること。</p>	
	2		燃料の供給を停止す	<p>燃料の燃焼部への供給を遮断することによって</p>

26	2		る装置	消火するもので、芯式燃焼器具以外の器具に使用されている。
27			固体燃料	本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する火鉢、こんろ、こたつ等の器具について規制したものである。第2項では、第26条の第1項第1号から第9号までの準用を定めている。
	1	1	底部に、遮熱のための空間	底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。底面過熱を避ける方法としては、火ばちの規模によって一概にはいえないが、火ばちの直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度に、空間をとり、又は砂、灰等を入れることを目安とすべきである。
28			気体燃料	本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定である。
28	1		金属管以外の管	燃料の種類によって、ゴム管等が膨潤、溶解等の変化を生じるので、このような変化を生じない材質のホースを用いなければならない。例えば、燃料に液化石油ガスを使用する場合は、対油性のある合成ゴムなどを用いること。
		1	器具に応じた適当な長さ	普通のゴムホースにあつては、原則として2メートル以内にすべきである。
29	2		器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具	電気あんか、電気毛布、電気足温器などをいい、これらは、ふとん、毛布などの可燃物が直接触れて使用するものである。
32			喫煙等	別に定めるものとする。
33	1		枯草等の延焼のおそれのある物件	次に掲げるものとする。 1 枯草（枯れた草であり、青草は含まない。）

33	1		<p>2 ダンボール箱等の紙製品</p> <p>3 可燃性の廃材及び不要物品</p> <p>4 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件</p> <p>5 廃プラスチック</p> <p>6 ゴムくず等</p>
		枯草の指導基準	<p>1 建物に近接した空地等の枯草</p> <p>(1) 面積は、概ね 10 平方メートル以上</p> <p>(2) 草丈は、概ね 30 センチメートル以上</p> <p>(3) 上記以外でも調査隊が危険と認めた場合は、適宜指導する。</p> <p>2 土手、河川敷等で火災となった場合、公共施設の工作物に被害がおよぶ場合</p> <p>3 枯草以外の燃焼のおそれのある物件で火災の予防に危険であると認める物件については、調査隊が周囲の状況、管理状況等を考慮し適宜指導する。ただし、一般常識の基準で判断することが困難な場合は、管轄の予防係副主幹等に相談の上指導する。</p>
	1	火災予防上必要な措置	<p>本条が消防法第 3 条の裏がえしに空き地の所有者等に枯草の除去を義務付けたものであるから、その義務を履行させる行政上の手段としては消防法第 3 条第 1 項各号に掲げる措置が該当する。</p>
	2	空家	<p>一定の期間継続して使用しない状態におかれた建築物をいう。従って、人の居住していない住宅に限られるものではなく、使用していない工場、倉庫なども「空家」に該当するものとする。</p> <p>なお、共同住宅の 1 室が空き部屋となっているような場合には、他の部屋には人が居住しており、当該建物としては使用状態にあるのであれば、ここでいう「空家」には該当しない。</p> <p>※空家等とは</p> <p>建築物又はこれに附属する工作物であって居住</p>

33	2			<p>その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。</p> <p>※特定空家等 空家等のうち次の状態にあると認められる「空家等」をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 3 適切な管理が行われてないことにより、著しく景観を損なっている状態 4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
	2		その他火災予防上必要な措置	<p>次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出入口の改修及び施錠等の指導 2 立入禁止の立札掲出及び立入禁止のロープ等 3 建物外周の整理整頓 4 電気、ガス等の遮断 5 危険物品の除去 6 関係者による巡回及び付近住民等への巡回協力依頼
34			たき火	<p>火を使用する設備、器具を用いないで又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。</p>
	2		火災予防上必要な措置	<p>次に掲げる措置をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 穴を掘ってその中でたき火するなど火の粉の飛散を防止すること。 2 不燃性の容器の中で行い、不燃性の蓋を設けること。 3 監視人を置くこと。 4 同時に多量の可燃物を燃やさないこと。

35		玩具用煙火	<p>火薬類取締法施行規則第1条の5で規定するものをいう。</p> <p>(参考)</p> <p>S F マーク (Safety Fireworks の略称)</p> <p>(公社)日本煙火協会がおこなう検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火に付けるマーク。S F マークには、型式認証の証である「規格マーク」と、製造(又は輸入)した花火が抜き取り検査に合格したときに付けられる「合格マーク」がある。</p>
35	1	火災予防上支障のある場所	<p>次の場所をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガスその他の可燃物等の近くの場所 2 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所 3 強風注意報等が発令されている区域
	2	接近を避けなければならない	<p>接近防止のための措置は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 玩具用煙火の近くで、有炎火を発生させる火気使用設備器具を使用しない。 2 炊事場、風呂場等で使用する熱源により高温となる場所から安全な距離をとるか、又は不燃材料等で区画する。 3 店頭で陳列する容器には、蓋又は覆いを用い、たばこの吸い殻等の火源が入ることを防止する。 4 裸電球等の発熱体との接近を避ける。
	3	火薬類取締法施行規則第91条第2号に	<p>火薬又は爆薬の合計が25キログラム、ただし、クラッカーボールにあつては5キログラム以下の</p>



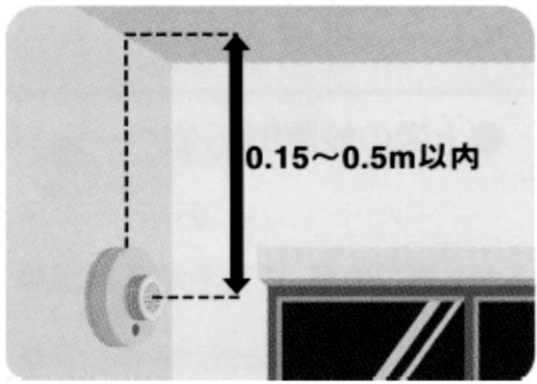
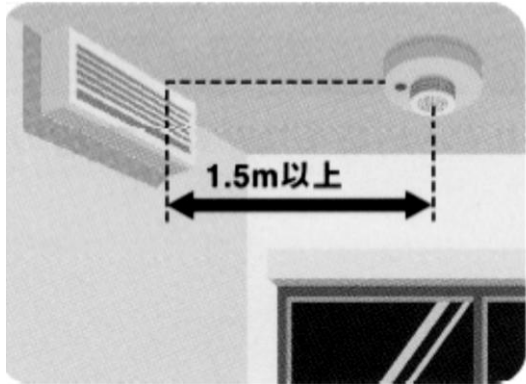
35	3		定める数量	玩具用煙火
	3		不燃性容器	難燃性の容器は含まれないものであること。
36			化学実験室等	学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。
	1		火災予防上必要な措置	実験中は、適当な消火準備及び実験中の表示等を掲出すること。
37	1		火花を発する作業	グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。
	2		燃料等の可燃性の物品	ガソリン等の引火性物品のほか、シート等の溶断作業において着火しやすい物品をいう。
37	2		適切な管理	抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいう。
	3		その他火災予防上必要な措置	火災予防上必要な措置とは、次による。 1 作業の開始前、周囲の安全を確認し、必要な措置を行う。 2 点火源となるおそれのある原因を排除する。 3 監視人を置く。 4 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。 5 火花の飛散防止のため防炎性能を有する工事用シートを用いること。
37	4		可燃性の蒸気若しくはガス	都市ガス、液化石油ガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気であって、その滞留濃度が燃焼範囲の下限界の 30 パーセント以上である

37	4			ものをいう。
	4	爆発性若しくは可燃性の粉じん		おがくず、小麦粉、でん粉、石けん、綿、ゴム等粉じん爆発を起こす危険性のあるものをいう。
	4	換気		強制換気装置又はその他の換気方法により、可燃性ガス及び蒸気の燃焼下限界値を 30 パーセント未満にすること。
	4	除じん		次の方法により行うものとする。 1 強制除じん装置その他の除じん方法により爆発（燃焼）のおそれがないよう有効に除じんすること。 2 発生する場所を密閉し、集じん器を設け有効に除じんすること。
	4	火災予防上必要な措置		火災予防上必要な措置とは、次による。 1 作業の開始前、周囲の安全を確認し、必要な措置を行う。 2 点火源となるおそれのある原因を排除する。 3 監視人を置く。 4 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。 5 火花の飛散防止のため防炎性能を有する工専用シートを用いること。
	5	作業現場		本条第 1 項に掲げた溶接作業等を行う作業現場でなく、あらゆる作業現場をいう。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容が火災発生と関係なく、周囲にも可燃物のない作業を除く。
	5	火災予防上安全な場所		次に掲げる場所をいい、当該場所には、消火の準備及び喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を施すこと。 1 周囲に可燃物がない場所 2 適当な広さを有する場所

37	5			3 付近で危険作業が行われていない場所
38			火災に関する警報	消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、市長が発するものである。
		1	火入れ	森林法第 21 条第 1 項の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてをいう。
		2	煙火	玩具用煙火も含む。
		3	屋外	建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
		3	火遊び	火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
38 の 2			住宅	法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅の用に供される防火対象物であって、いわゆる戸建て住宅、併用住宅、共同住宅等のうち、住宅の用途以外の用途に供する部分を除いた防火対象物であるが、政令別表第 1 に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供する防火対象物であって、政令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供する部分についても対象となる。
			住宅用防災機器	法第 9 条の 2 に規定する住宅用防災機器のことであり、政令第 5 条の 6 に規定する住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備（以下「住警器等」という。）のことをいう。 住警器等の形状、構造、材質及び性能については、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下「住警器等規格省令」という。）」

38 の 2				<p>に定める技術上の規格に適合する必要がある。</p> <p>なお、条例を含む法令上の用語は、「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」であるが、住警器等の設置に係る広報・普及啓発を行う際は、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（住宅防火対策関係）」（平成16年11月26日付け消防安第221号・消防庁防火安全室長通知）に示されているとおり、従来から普及を促進してきた「住宅用火災警報器」を「住宅用防災警報器」の代替用語とし、また、「住宅用自動火災報知設備」を「住宅用防災報知設備」の代替用語として使用すること。</p>
38 の 3	1	1	就寝の用に供する居室	<p>いわゆる「寝室」を意味しており、普段就寝に使われている部屋のことをいう。「子供部屋」や、日中は「居間」として使用していても、夜間にその場所で就寝する場合は「寝室」に含まれる。ただし、来客が一時的に就寝するような「客間」は除かれる。また、季節により就寝する部屋を変えている場合は、その時に就寝場所としている部屋が「寝室」となる。</p> <p>第1項第1号中「建築基準法第2条第4号に規定する居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。</p>
		2	直下階に通ずる階段の上端	<p>基準となる階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。ただし、階段が吹き抜けの階段で、設置基準に従い設置できない場合又は階段の踊り場等の天井等に設置が困難な場合は、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置する。例えば、その階段に通じる直近の廊下の天井部分や、その階段の最上階の天井等が考えられる。</p>
		3	直上階から通じる階段の下端	<p>基準となる階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。</p>

38 の 3	1	3		
		5	<p>床面積が7平方メートル以上である居室</p> <p>ウ 当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端</p>	<p>通常四畳半以上の広さの部屋が該当する。</p> <p>台所以外で住宅用火災警報器を設置する必要のない階でこの項で規定する居室が5室以上ある階の廊下に設置が必要となる。</p> <p>当該階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。</p>
38 の 3	2	1	<p>壁又ははりから 0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分</p>	<p>壁又ははりから、概ね感知部の中心までの位置をいう。</p>
	2	2	<p>天井から下方 0.15メートル以上 0.5メートル以内の壁の屋</p>	<p>天井から、概ね感知部の中心までの位置をいう。</p>

38 の 3	2	2	内に面する部分	
		3	換気口等	<p>火災による煙を感知する障害となるような換気口をいう。例えばエアコンの吹出し口その他これに類するものが該当する。</p>
		3	1.5メートル以上離れた位置	<p>換気口等の空気吹出し口から、概ね感知部の中心までの位置をいう。</p>
				
		4	光電式	<p>内部に光源と受光素子が、遮光板を挟んで直接見えないように取り付けられていて、警報器内に火災の煙が入ってくると、数秒おきに点滅している光源の光が煙に乱反射されるので、この光を受光素子で検出し作動する。</p>
		4	イオン化式	<p>内部にアメリカシウム 241 という極めて微弱な放射性物質が入っていて、常に警報器内の空気を電離している。電離状態となった空気は、直流電圧のかかった一対の電極の間にイオン電流を発生しており、警報器内に火災の煙が入ると、空気の電離状態</p>

38 の 3	4			が弱められてしまうので、これをイオン電流の減少として検出し作動する。
	6	2	正常に電力が供給	通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではないことから、非常電源の附置は必要としない。
		3	分電盤との間に開閉器	分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、開閉器には該当しない。 なお、開閉器とは、通常のスイッチ等を想定していない。
		5	自動試験機能	機能が適正に維持されていることを自動的に確認することができる装置で感知部を自動で試験し、異常時には、点滅表示又は音響等により知らせるものである。
		5	交換期限	住宅用防災警報器には、出荷時を起点として最大10年を目途として、交換期限の「年月」が明示される。
38 の 4			住宅用防災報知設備	消防用設備等である自動火災報知設備の感知器と受信機（中継器が必要な場合もある。）で構成され、配線されたもので、感知器自体は警報を発しないため、受信機から離れた部屋に火災の発生を知らせる場合は「補助警報装置」を取り付ける必要がある。
	4		補助警報装置	住宅用自動火災報知設備の受信機から発せられた信号を受信して、補助的に火災警報を発する装置のことである。
	5	1 及び 2	住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所	受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等、住宅内のあらゆる場所にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所をいう。

38 の 4	5	感知器の交換期限	設置時を起点として10年後の「年月」を明示する。
38 の 6		消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらずとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるとき	基準の適用除外を認める際には、単に住宅において防火管理が適切に行われているというようなソフト面の要素は適用除外の要件とはならず、住宅の位置、構造又は設備の状況という物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要である。
38 の 8	1	林野火災に関する注意報	林野火災に関する注意報の発令要件、期間等は別に定める。
	3	火の使用の制限の努力義務の対象となる区域	火の使用の制限の区域は別に定める。
38 の 9	1	火の使用の制限の対象となる区域	火の使用の制限の区域は別に定める。 第39条から第52条別に定めるものとする。
53	1	椅子は、床に固定	劇場等以外の建築物、工作物で短期間催物開催を行う場合の椅子の固定は、椅子と椅子が固定され避難のとき容易に移動しない場合は、床に固定しない

ことが出来る。また、椅子席間隔が規定以上に十分確保され、かつ、縦・横避難通路が確保されていて椅子が容易に移動しない場合も固定しないことが出来る。

椅子間の固定は、縦通路間内の横に並んだ椅子席を全て固定すること。

椅子席の間隔

前席の最後部と後席の最前部との水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定することとなる。

座席の幅

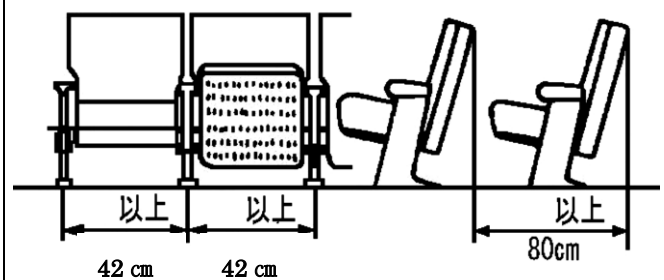
入場者一人当たりの占有幅を指すものであつて、一の椅子の幅をいうものではない。

したがつて、長椅子にあつては、その幅が例えば2メートルである場合には、一の椅子に5人を超えて入場者を着席させることはできない。

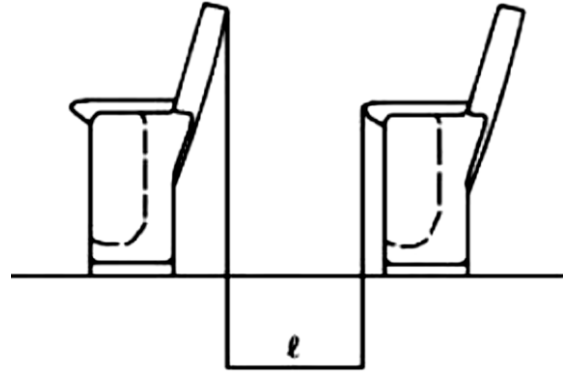
また、第5号アの規定との関係上、例えば、幅4メートルの長椅子を使用しても8人以上の入場者を着席させることはできないことになる。

なお、第2号の規定は、椅子席を設ける客席の部分についての規定であつて、ます席、立ち見席等における入場者一人当たりの占有幅については言及していない。

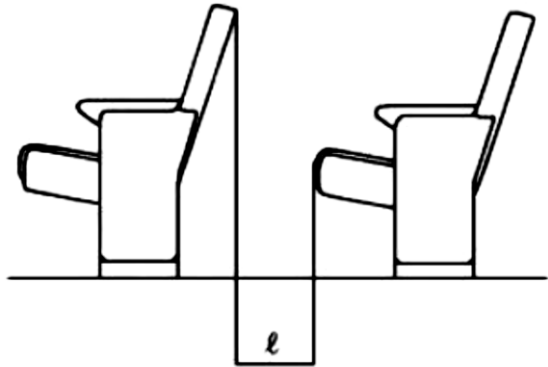
椅子背の間隔と座席の幅



自動的に座が跳ね上がる方式のもの



座の跳ね上がらないもの等



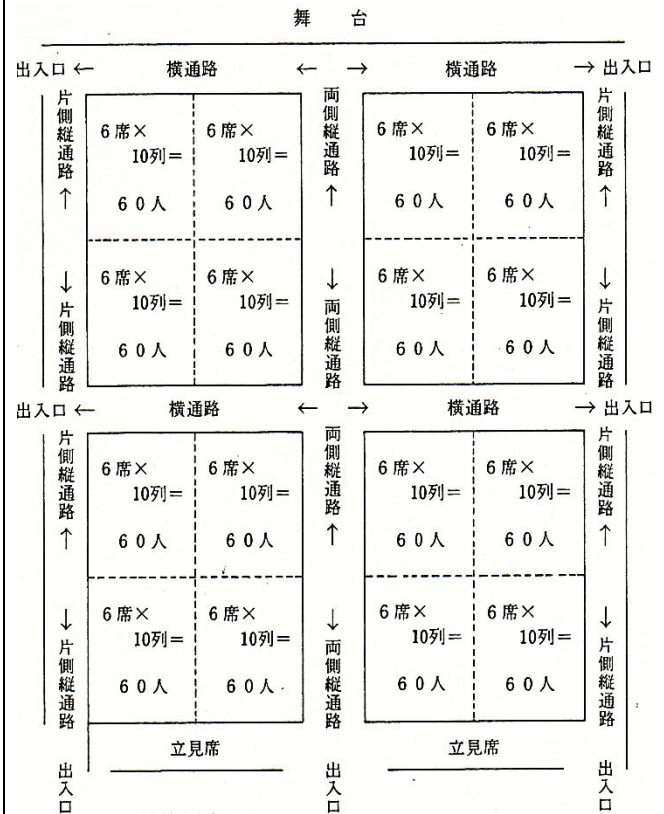
ϕ : 椅子席の間隔 ≥ 35 cm

立見席

待見席を含む。立見席は、他の客席部分に比して、入場者の密集度が最も高く（規則第1条の3の定員の算定方法参照）、この設置を無制限に認めることは、いったん災害が発生した場合に避難に支障を来すおそれ大きい。そこで、その位置は、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行きは2.4メートル以下としたものである。

したがって、映画館等において客席の側方に設ける待見席は認められない。この点に関し、客席の側方の通路の幅が第5号ア及びイで規定する幅員を超える場合においては、その超える部分には、待見席として観客を収容しても差し支えないではないかとの論議も生じるかもしれない。しかし、この間の境界は不分明で、観客の越境により避難通路の効

53	3			<p>用を妨げるおそれがあるので、ここではこれを禁じることを原則とする趣旨である。</p>						
	4		手すり	<p>最下階にある客席を除いて、客席の最前部に落下防止のための高さ 75 センチメートル以上の手すりを、また立席と立席でない部分との境には群衆の流れを止めるための高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けることを定めたものである。</p>						
	5	ア	椅子席の基準席数	<p>椅子席の間隔に応じ、最大 20 席まで認める。</p> <p style="text-align: center;">椅子席の間隔と基準席数の関係</p> <table border="1" data-bbox="804 840 1441 1008"> <thead> <tr> <th>椅子席の間隔 (cm) A</th> <th>基準席数 (小数点以下切捨て)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35 以上 47 未満</td> <td>8 + (A-35)</td> </tr> <tr> <td>47 以上</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	椅子席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)	35 以上 47 未満	8 + (A-35)	47 以上	20
椅子席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)									
35 以上 47 未満	8 + (A-35)									
47 以上	20									
		イ	通過すると想定される人数	<p>座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者によって計画された座席から出入口までの避難経路について、その避難計画が適正であるかどうかを判断すること。</p> <p>その際には、基本的に、座席の縦横の列の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。</p> <p>なお、算定幅員は通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人数に 0.6 センチメートルを乗じた幅員とすること。</p>						

(設計例 1) 12 列×20 列の座席配列

両側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を80cmとする。

(設計例 2) 20 列×20 列の座席配列

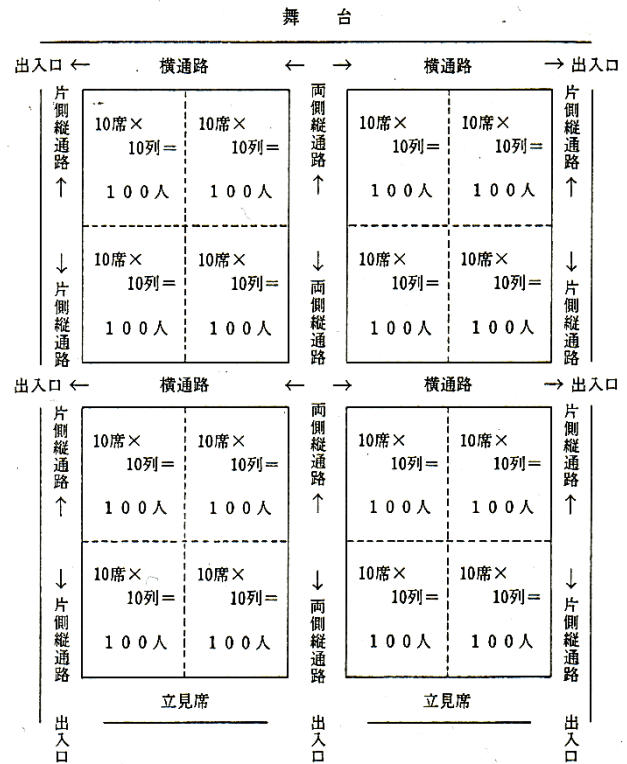
したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

横通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$$

したがって、横通路の幅員を100cmとする。

劇場の座席配列の設計例 (その1)



両側縦通路の計算
 $10席 \times 10列 \times 2 \text{ブロック} \times 0.6\text{cm} / \text{人} = 120\text{cm} \geq 80\text{cm}$
 したがって、両側縦通路の幅員を120cmとする。

片側縦通路の計算
 $10席 \times 10列 \times 0.6\text{cm} / \text{人} = 60\text{cm} \geq 60\text{cm}$
 したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

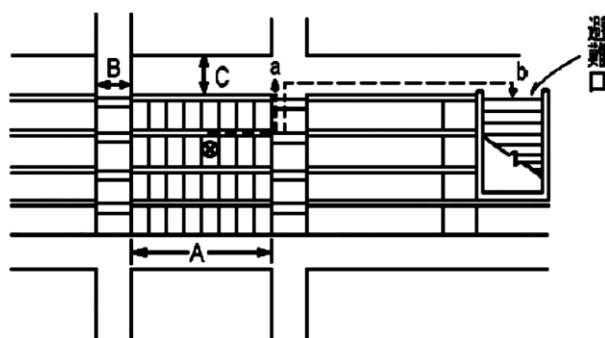
横通路の計算
 $10席 \times 10列 \times 2 \text{ブロック} \times 0.6\text{cm} / \text{人} = 120\text{cm} \geq 100\text{cm}$
 したがって、横通路の幅員を120cmとする。

劇場の座席配列の設計例 (その2)

イ 通路の幅

算定幅員又は最低幅員(片側のみが椅子席に接する縦通路にあつては60センチメートル、それ以外の縦通路にあつては80センチメートル、横通路にあつては1メートルとする。)のうち大きい方を用いることとなるが、各通路のどの部分においても各通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならないこと。

本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要な椅子の固定化、椅子背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

54	2	椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合	背もたれのない長椅子のような形のものを指す。椅子座が固定とは、椅子席が回転、スライドしないものである。										
	4	客席の避難通路	<p>アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台等に面し横方向であることを要しない。また、歩行距離40メートルの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない。</p>  <table border="1" data-bbox="805 1153 1444 1355"> <tr> <td>A</td> <td>10席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあっては、20席）以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>80cm</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1 m</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>各座席から歩行距離15m以下</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>各座席から歩行距離40m以下</td> </tr> </table>	A	10席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあっては、20席）以下	B	80cm	C	1 m	a	各座席から歩行距離15m以下	b	各座席から歩行距離40m以下
A	10席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあっては、20席）以下												
B	80cm												
C	1 m												
a	各座席から歩行距離15m以下												
b	各座席から歩行距離40m以下												
55		キャバレー等の避難通路	<p>本条は、キャバレー等及び飲食店の店舗ごとの客席における避難通路の保有について規定したものである。</p> <p>客席における避難通路の位置は、客席の部分から椅子席、テーブル席、ボックス席を7個以上通過しないで到達できるものにしなければならない。</p>										
56		ディスコ等の避難管理	<p>ディスコ、ライブハウス等多数の客が密着状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業している店舗等では、特に避難管理を徹底する必要がある。</p>										

56		<p>その他これらに類するもの</p> <p>速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに避難上有効な明るさを保つ</p>	<p>このような営業形態の店舗等においては、自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものである。</p> <p>ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるものはカラオケハウス、個室タイプのゲームコーナー及びその他これらに類似したもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。</p> <p>ディスコ等において、自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合など非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに避難上有効な明るさを保ち適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようにするための措置を取るべきことを規定しているものである。</p>
56 の 2		<p>その他これらに類するもの</p> <p>個室型店舗以外の消防法施行令別表第1</p>	<p>消防法施行令別表第1(2)項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、消防法施行規則第5条第2項第2号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第3号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むものであること。</p> <p>なお、「その他これらに類するもの」には、消防法施行令別表第1(2)項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないものであること。</p> <p>機能従属により他の用途に該当するものについては、本条は適用されるものであること。</p>

に掲げる防火対象物
であって、個室型店
舗に該当する部分の
扱い

遊興の用に供する個
室

これに類する施設を
含む

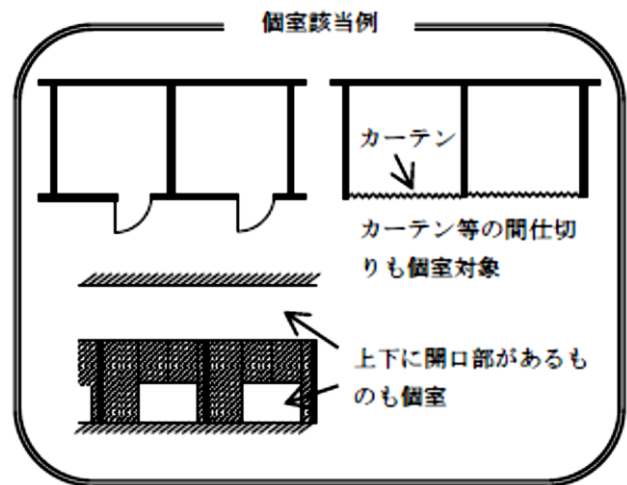
個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興個室には含まれないものであること。

消防法施行令別表第1(2)項ニの「(これに類する施設を含む。)」と同意であり、目隠し程度のパテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定したものであること。

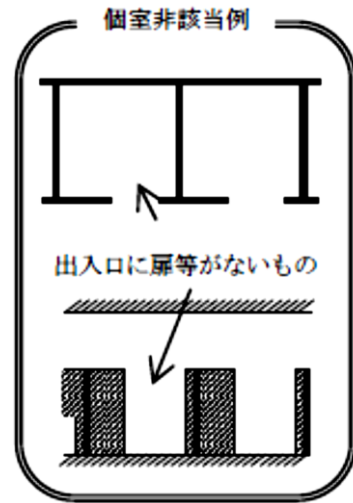
例えば、床面及び天井面を除いたすべての面が、間仕切り壁、パテーション、建具、カーテン等で囲まれているもので、上下に欄間等の開口部を有するものは個室に含む。

また、出入口に扉等が設けられていないものは、「床面及び天井面を除いたすべての面が囲まれている」に該当しないため、個室ではないものである。

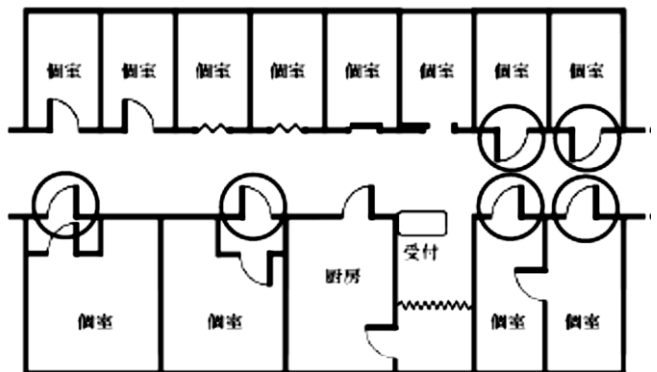


外開きの戸のうち、避難通路に面するもの

当該外開き戸を開放した場合において避難上支障がないと消防長が認めるとき



遊興個室の出入口の扉として、外開き戸、内開き戸、引き戸、スイングドア、折戸など（カーテンやパテーションで仕切られたものを含む。）があるが、遊興個室の出入口として避難通路に面した部分に設けられる避難通路側へ開く構造の扉を規制の対象とするものである。



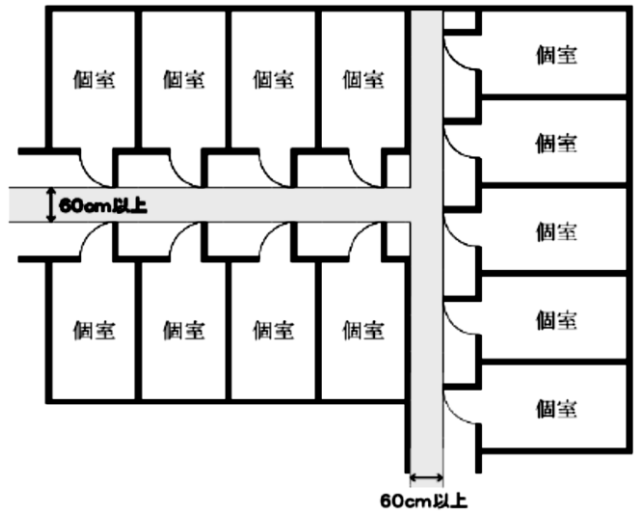
○：規制の対象となる避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）

外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。

この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸の有効幅は、それぞれ60センチメートル以上確保できるものであること。

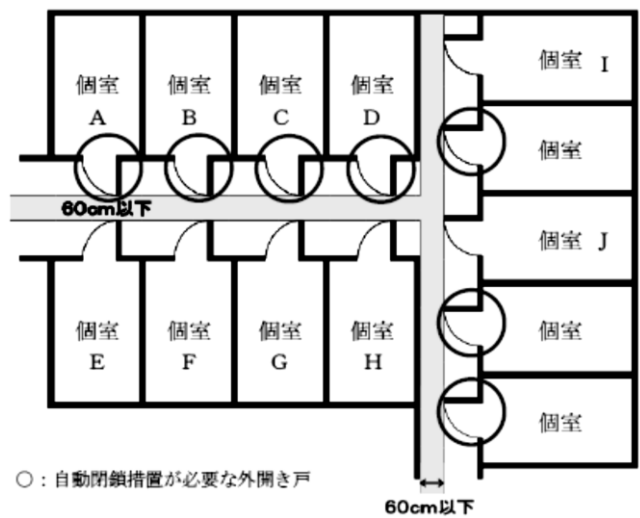
*60センチメートルとは、人ひとりが通行するた

めに必要な幅を目安としたものである。



《避難に支障がないと認められず、個室の外開き戸に自動閉鎖措置をとる必要がある場合》

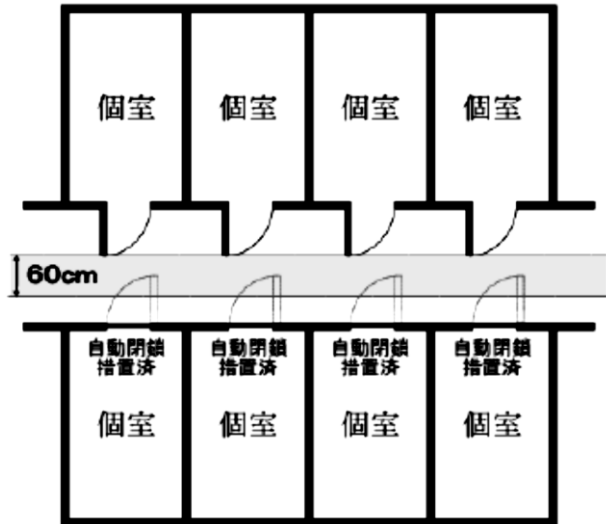
- ・個室E、F、G、Hの外開き戸は、対面する個室A、B、C、Dの外開き戸が自動閉鎖措置されることにより避難通路の有効幅が60センチメートル以上確保されているもの。
- ・個室Iの外開き戸は、開放されたどの状態であっても他の個室の客の避難障害とならないもの。
- ・個室Jの外開き戸は、開放されたどの状態でも、他の扉や通路の壁等との間に60センチメートル以上の有効幅員が確保されているもの。



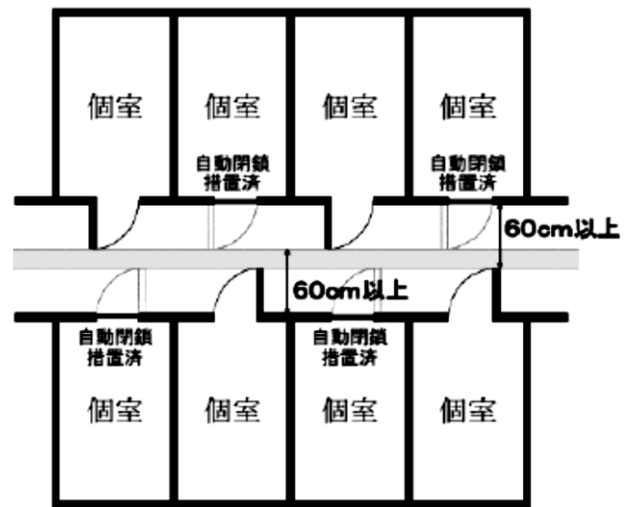
遊興個室の避難通路に面して設ける戸（外開きの

ものに限る。)を自動的に閉鎖する構造とする場合にあっては、できる限り避難通路の有効幅員が直線状に確保されるよう指導すること。

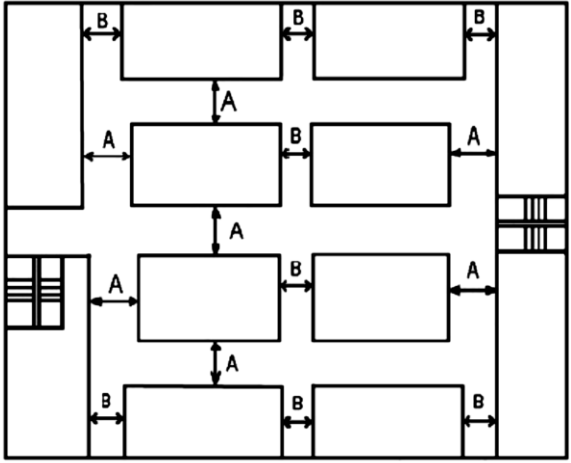
《有効な措置例》



《有効性に欠ける措置例》



販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等の客の集めない部分は、本条の適用はない。

57	1	屋外へ通ずる避難口 又は階段に直通する	避難階に設ける主要避難通路にあつては屋外への避難口に、避難階以外の階にあつては下階（地階の場合は上階）に通じる階段に直通する、の意味である。この場合において、「階段に直通する」とは、階段へ通じるすべての出入口に主要避難通路を直通させることをいう。										
	2	主要避難通路 補助避難通路	<p>(主要避難通路及び補助避難通路の保有例)</p>  <table border="1" data-bbox="807 1126 1444 1279"> <thead> <tr> <th rowspan="2">A (主要避難通路)</th> <th>幅</th> <th>売場等の床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2m以上</td> <td>150㎡以上</td> </tr> <tr> <td>1.6m以上</td> <td>300㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="807 1240 1444 1279"> <tbody> <tr> <td>B (補助避難通路)</td> <td colspan="2">1.2m以上 (売場等の床面積が600㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	A (主要避難通路)	幅	売場等の床面積	1.2m以上	150㎡以上	1.6m以上	300㎡以上	B (補助避難通路)	1.2m以上 (売場等の床面積が600㎡)	
A (主要避難通路)	幅	売場等の床面積											
	1.2m以上	150㎡以上											
1.6m以上	300㎡以上												
B (補助避難通路)	1.2m以上 (売場等の床面積が600㎡)												
	3	避難の用に供することができる屋上広場	<p>次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋上広場の面積は、屋上面積の2分の1以上とすること。 2 屋上広場には、物品（容易に移動できる椅子、テーブル類を除く。）工作物（容易に収納できるテント類を除く。）等を設けないこと。 3 屋上広場は、できる限り1ヶ所に集中して設けること。 										
58	1	ウ その他の部分	移動式の椅子席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場を設ける部分その他固定式の椅子席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。										

58	4	その他公衆の見やすい場所	例えば入場券販売窓口、外壁等をいう。また規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場販売窓口も多い場合があるので、その形態、規模に応じ掲出ししなければならない。															
59	1	つまずき、滑り等を生じないように	避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凸凹などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、例えば、ノンスリップタイルなどの滑り止めを設けることをいう。															
	2	内開き以外の戸	外開き戸のほかには、片引き戸、両引き戸、引き込み戸、引違い戸等とすることができる。															
	3	非常時に、自動的に解錠できる機能	自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造等のものをいう。															
	3	屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる	避難しようとする際に、鍵、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のもの又は次の表の戸の区分に応じものとする。ただし、管理人等が、施錠される部屋又は当該部屋の外部で避難口直近から、当該部屋又は当該避難口の状況をその使用時間中、目視により監視でき、即応体制がとれる状態で、当該管理人等がその場で解錠できる場合は、この限りでない。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>戸の区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>屋内避難階段に通ずる戸</td> <td>鍵等を用いず屋内から一の動作で容易に開場できるもの。ただし、地階又は無窓階にあっては、鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ開放できるもの。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別避難階段に通ずる戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>屋外階段に通ずる戸</td> <td>鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できるもの。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>非常の際に避難専用とするために設けた戸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				番号	戸の区分	内容	1	屋内避難階段に通ずる戸	鍵等を用いず屋内から一の動作で容易に開場できるもの。ただし、地階又は無窓階にあっては、鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ開放できるもの。	2	特別避難階段に通ずる戸		3	屋外階段に通ずる戸	鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できるもの。	4	非常の際に避難専用とするために設けた戸	
番号	戸の区分	内容																
1	屋内避難階段に通ずる戸	鍵等を用いず屋内から一の動作で容易に開場できるもの。ただし、地階又は無窓階にあっては、鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ開放できるもの。																
2	特別避難階段に通ずる戸																	
3	屋外階段に通ずる戸	鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できるもの。																
4	非常の際に避難専用とするために設けた戸																	
61 の 2	1	その他の多数の者の集合する催し	条例第26条第1項第10号の適用解説等と同様。															
	1	消防長が別に定める要件	平成26年7月18日付静岡市消防本部告示4号による。															

61 の 2	1	人命又は財産に特に 重大な被害を与える おそれがある	<p>多数の露店等が出展し、かつ、その周囲において混雑が発生するもので、次に該当するものをいう。ただし、混雑が発生しないことが明らかなものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難が容易にできないこと。 2 延焼による被害拡大のおそれがあるもの。 3 消防隊の進入が困難であること。
	2	主催する者	<p>催しを企画、運営する人又は団体をいう。</p> <p>なお、複数の者又は団体が主催する場合には、すべての者及び団体が主催する者をいう。</p>
	2	意見を聴かなければ ならない	<p>意見聴取の内容は、「消防長が別に定める要件」及び「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがある」事項の確認を行う。指定催しの要件に該当する場合には、静岡市行政手続条例第3節の「弁明の機会の付与」の規定に基づく手続きを行うこと。</p> <p>なお、意見が特段ない場合においては、主催者側からの書面により受領する。</p>
	2	主催する者から指定 の求め	<p>主催者からの催しの指定の求めがあった場合には、静岡市行政手続条例第27条の適用は不要となるが、主催者への通知及び公示は必要となる。</p>
	3	通知	<p>原則として、催し開催の30日前（土、日、休日含む。）までに、通知すること。</p> <p>なお、主催する者が複数存する場合には、主催する者ごとに通知にする。</p>
	3	公示	<p>静岡市公告式条例の規定による。</p> <p>なお、島田消防署、牧之原消防署及び吉田消防署管轄において指定された催しについては、開催管轄消防署等に掲示する。</p>

61 の 3	1	火災予防上必要な業務に関する計画	<p>原則として、火災予防上必要な業務に関する計画は、催しに対して1つの計画を提出するものとする。</p> <p>主催する者が複数いる場合には、個々の主催者の権原の範囲を図面等で明確化すること。</p>
	1	防火担当者の業務その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること	防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事者を定めるとともに、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載すること。
	2	対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること	指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載すること。
	3	対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること	<p>1 露店、屋台その他これらに類するものとして机、台又は地面にごさ等を敷くなどして商品等を陳列、販売又は受渡しを行う場所をいう。</p> <p>2 客席とは、主催する者が設営した椅子席、栈敷席又は立見席等その他これらに類する席をいう。</p> <p>3 危険物を取扱う場所から、火気及び客席は6メートル以上離隔すること。</p> <p>4 液化石油ガスの離隔は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第18条」の規定による。</p> <p>5 指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を隣接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等を記載すること。</p>
	4	対象火気器具等に対する消火準備に関すること	指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等を記載すること。

61 の 3	1	5	火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること	催し会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、催しの主催者として確保する必要がある火災時の初動体制を記載すること。
		6	前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること	計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載すること。
62			政令別表第1に掲げる防火対象物	危険物製造所等によるものについては、本条による届出は要しない。
			使用しようとする者	当該防火対象物又はその部分を実際に使用する者を言う。
63			火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備	危険物製造所等設置(変更)許可申請書において、内容が把握できるものにあつては、本条による届出は要しない。
		3	据付面積	当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。
		4	厨房設備	同一厨房室内において使用される、こんろ、レンジ、オーブン、フライヤー、湯沸設備等をいい、各厨房設備の入力の合計が熱源の種別によることなく350キロワット以上を届出対象としたものである。
		5	温風暖房機	電気を熱源とするものも含まれる。また、本体の接続部から、風道の長さが2メートル未満のものは、風道を使用しないものとして取扱うことができる。
		6	ボイラー	入力が70キロワット以上のものを対象としてい

63	6			る。
63	7	乾燥設備		<p>乾燥設備のうち、次のいずれかに該当するものは、届出を要さない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最大消費熱量が、18 キロワット未満のもの 2 乾燥物収納室の据え付け面積が1平方メートル未満のもの 3 乾燥物収納室の内部容積が1立方メートル未満のもの
	12	高圧又は特別高圧の変電設備		高圧又は特別高圧の変電設備とは、火災予防条例第17条に定める変電設備で全出力が50キロワットを超えるもので火災予防条例第17条の2で定める急速充電設備を除くものをいう。
	14	燃料電池発電設備		固体高分子型燃料電池による発電設備のうち、出力が10キロワット未満で安全装置が設置されているものについては、届出を必要としない。
	15	内燃機関を原動力とする発電設備		内燃機関を原動力とする発電設備で火災予防条例第18条第4項に該当しないものを対象としている。
	16	蓄電池設備		蓄電池設備のうち、届出を要するものは設備の容量が20キロワットアワーを超える設備とする。蓄電池の定格容量は、鉛蓄電池については、10時間放電率容量、アルカリ蓄電池及びリチウムイオン蓄電池にあつては、5時間放電率容量を標準にして算出する。
	17	設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備		<p>設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備で、その容量の算定方法は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量（ボルトアンペア）の和とする。 2 同一防火対象物に二以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一であ

63		17		る場合は、一つのネオン管灯設備としてその容量を算出する。
		18	水素ガスを充填する気球	水素ガスを充填する気球とは、気球を掲揚する前に一定期間係留する場合を含む。
64	1	1	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為とは、次による。 1 たき火をする場合 2 道路工事等でアスファルトを溶解するような場合 3 溶解作業等をする場合で、煙と炎が大量に出る場合 4 消火実験等をする場合 5 その他著しく煙、炎等が出るような作業をする場合
		2	届出の対象となる期間及び区域	届出の対象となる期間は通年とし、区域は行政区域の全域とする。
		3	催物の開催の基準	第3号の劇場等以外の建築物、工作物における演劇、映画その他の催物の開催とは、本来劇場等以外の用途に供される防火対象物における部分的な催物開催を指すものであり、催物とは映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、見せ物、舞踏等娯楽的なものを公衆に見せ又は聞かせるものをいう。
	4	水道の断水又は減水	水道工事等により、ある区域が断水又は減水するような場合	
	5	支障を及ぼすおそれのある道路工事	道路工事、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブルの埋設工事等で消防隊の通行その他消火活動に障害となる場合	
	6	その他の多数の者の集合する催し	条例第26条第1項第10号の適用解説等と同様である。	

64		6		<p>なお、別法令等で提出された資料により、本規定が網羅できる場合には、届出を省略することが出来る。</p>
		6	対象火気器具等	<p>液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具を言う。</p>
65	1		消防長が指定する指定洞道等の基準	<p>概ね長さが 50 メートル以上で洞道、共同溝内において人が作業できるスペースの施設の内から指定する。</p>
	1		洞道	<p>通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等のずい道をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。</p>
	1		共同溝	<p>共同溝の整備等に関する特別措置法第 2 条第 5 項に規定する「2 以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りするずい道をいうものである。</p>
	1		消防長が指定	<p>静岡市消防本部告示第 9 号により指定した洞道等</p>
			洞道、共同溝の構造及び設備	<p>次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出入口は、入口と反対側に出口を設けるものとする。50 メートルを越える施設にあっては、避難上及び消火活動上必要に応じた出入口及び換気口等を設けること。 2 建物と接続する場合には、建物の接続部分に延焼防止措置を講ずること。 3 可燃性ガス配管を併設する場合は、他の施設と防火区画するか電気機器は防爆型の機器を使用

65	1			<p>すること。</p> <p>4 施設内には、誘導灯及び消火器を設けること。</p> <p>5 建物と接続する場合は、建物に消防用設備等が設けられている場合は、建物に準じて消防用設備等を設けること。</p> <p>6 上記1から5によりがたい場合は、主管課と打ち合わせられたい。検討の結果同等の効果があると認められる場合又は上記基準による必要がないと認められる場合は、この技術基準は適用しない。</p>
	2		<p>主要な物件</p>	<p>敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具体的な種類、材質等に係る事項の記載は要しないものである。</p>
	3		<p>安全管理対策</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>1 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。</p> <p>なお、通信ケーブル等の難燃措置に関して、難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨記載させること。</p> <p>2 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関すること。</p> <p>3 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。</p> <p>4 職員の教育及び訓練に関すること。</p>
	2		<p>重要な変更</p>	<p>指定洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策の大幅な変更等をいうものであること。</p>

68		消防長が指定するもの	静岡市消防本部告示第4号により指定する物質
		業務として	本条に規定する物質そのものの貯蔵、販売は勿論であるが、その他の業においてもその業務を行なうため関連的に貯蔵し、取り扱う場合も含まれる。
68 の 2		公表の方法	違反が是正されたことを確認できるまでの間、市ホームページへ掲載
		公表する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火対象物の名称及び所在地 2 違反の内容（違反している消防用設備等の名称） 3 公表日及び管轄消防署

附 則（平成22年7月22日消消第39号）

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月26日消消第11号）

この基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年7月30日消消第9号）

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日消消第6号）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日消消第2号）

この基準は、令和元年12月18日から施行する。

附 則（令和3年3月29日消消第10号）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月10日消消第1号）

この基準は、令和5年11月10日から施行する。

附 則（令和5年12月26日消消第3号）

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日消消第1号）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年3月31日から施行する。